

平成 16 年度  
環境報告書普及方策検討調査業務  
報告書

平成 17 年 8 月

環境省



## 目次

第1章 検討調査の目的及び項目	1
. 検討調査の目的	1
. 検討調査の項目	1
第2章 環境報告書の信頼性向上のための手法に関する検討	3
. 検討の内容及び方法	3
1. 検討の内容	3
2. 検討の方法	3
. 検討の結果	5
1. 環境報告書の審査の要点に関する検討結果	5
2. 環境報告書審査の信頼性向上のための方策の検討結果	17
第3章 環境報告書作成基準案及び審査基準案の修正に必要な調査	21
. モニター事業の実施要領	21
1. モニター事業の実施経緯	21
2. モニター事業の参加形態	22
3. モニター事業の参加要件等	23
4. 参加事業者及び審査機関が提出する報告書の内容	24
5. モニター事業のスケジュール	25
6. モニター事業への参加事業者概要	26
. モニター事業参加事業者の環境報告書の概要	28
1. 環境報告書の名称及び年月	28
2. 環境報告書の報告対象範囲	29
3. 環境報告書の報告対象期間	30
4. 作成基準案と各参加事業者の環境報告書の関連について	32
. モニター事業において寄せられた作成基準案に対する意見	39
1. 作成基準案全般について	39
2. 作成基準案各項目に対する意見	40
. モニター事業における審査の概要	46
1. 審査の目的	46

2 . 審査の際の根拠	48
3 . 実地審査対象サイト	49
4 . 審査の手続	50
5 . 環境報告書の作成費用等	58
6 . 審査報告書の結論	59
. 審査基準案に対する意見	64
1 . 審査基準案全般について	64
2 . 審査基準案各項目に対する意見	65
. モニター事業における審査に関する感想及び意見	70
1 . モニター事業における審査に関する参加事業所からの 感想及び意見	70
2 . モニター事業における審査（手続等）に関する審査機関から意見	71

## 第 1 章 検討調査の目的及び項目

### ・ 検討調査の目的

事業者による自主的積極的な環境配慮の取組の進展は、環境への負荷の少ない持続可能な社会を形成する上で重要であり、その積極的な取組が期待される。

事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組などの環境情報を総合的に取りまとめて報告する環境報告書は、環境政策の上でも重要な意義を有する。

現在、環境省の調査ではおよそ 750 社の企業が取組む等、環境報告書への取組は一定の広がりを見せつつあるものの、我が国の企業数全体から見れば未だ十分ではなく、その効果を考えれば、更なる普及促進が必要である。

また、環境報告書の作成・公表の普及促進するにあたっては、環境報告書に記載された情報が投資家や消費者に活用されることにより、環境に配慮した事業活動を積極的に推進する企業が社会や市場から高く評価されるような条件を整備することが必要であり、このためには環境報告書に記載された情報の信頼性を向上させることが重要となる。

このため環境省では、これまでも環境報告書普及方策検討調査として、環境報告書の信頼性の向上を含めて環境報告書の普及方策を検討してきたところであるが、平成 16 年度においては、これまでの検討を踏まえ、さらに環境報告書の信頼性を向上させるための手法として「第三者による環境報告書の審査」について検討を実施し、その結果の取りまとめを行った。

### ・ 検討調査の項目

平成 16 年度における検討調査の項目は以下の通りである。

#### ( 1 ) 環境報告書の信頼性向上のための手法に関する検討

環境報告書の信頼性向上のための手法について、現在行われている環境報告書審査の実務を踏まえ、その手法の確立に向けた検討を実施した。

具体的な検討項目は以下の通りである。

##### 環境報告書の審査の要点に関する検討

実際に環境報告書の審査を実施する際の審査手続き等の要点について検討を実施した。

### **環境報告書審査の信頼性向上のための方策の検討**

環境報告書審査の信頼性向上のために必要不可欠な環境報告書の審査を実施する者に対する研修内容について検討を実施した。

## **( 2 ) 環境報告書作成基準案及び審査基準案の修正に必要な調査**

平成 15 年度に環境省が作成した環境報告書作成基準案及び審査基準案を修正する場合に必要な調査として、平成 15 年度～16 年度に実施した環境報告書モニター事業の参加事業者から提出された最終報告書の取りまとめを行った（平成 15 年度は中間報告の取りまとめを実施）。

## 第2章 環境報告書の信頼性向上のための手法に関する検討

### ・検討の内容及び方法

#### 1．検討の内容

環境報告書の信頼性向上のための手法について、現在行われている環境報告書審査の実務を踏まえ、その手法の確立に向けた以下の検討を実施した。

##### 環境報告書の審査の要点に関する検討

実際に環境報告書の審査を実施する際の審査手続き等の要点について検討を実施した。

なお、検討にあたっては、審査対象となる環境報告書を、「審査の対象と環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第8条の規程に基づく「環境報告書等の記載事項等」（平成17年3月公布）、環境報告書ガイドライン2003年度版（平成16年3月 環境省）、環境報告書作成基準案（平成16年3月 環境省）等の作成基準等に準拠して作成された環境報告書」とし、また、環境報告書審査基準案（平成16年3月 環境省）、平成15年度～16年度に実施した環境報告書モニター事業の結果、平成16年11月29日に企業会計審議会が取りまとめた「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」等についても踏まえて実施した。

##### 環境報告書審査の信頼性向上のための方策の検討

環境報告書審査の信頼性向上のために必要不可欠な環境報告書の審査を実施する者に対する研修内容について検討を実施した。

なお、検討にあたっては、各種資格制度における講習会等のトレーニングプログラムを参考とした。

#### 2．検討の方法

検討の実施にあたっては、環境報告書の審査実務を行っている実務経験者によるワーキンググループを設置し、実務面の実態を可能な限り集約した。

なお、ワーキンググループは5回開催し、メンバーは以下の通りである。

ワーキンググループメンバー（敬称略、団体の五十音順）

- ・ あずさサスティナビリティ 株式会社  
魚住 隆太、福島 隆史、矢尾 真穂
- ・ 株式会社 KPMG 審査登録機構  
丸山 陽司
- ・ 新日本監査法人  
脇坂 比呂志、熊本 里規
- ・ 株式会社 中央青山サステナビリティ認証機構  
寺田 良二、川上 勲
- ・ 株式会社 トーマツ環境品質研究所  
榎 宏、間瀬 美鶴子
- ・ 株式会社 日本環境認証機構  
倉水 勝
- ・ 財団法人 日本品質保証機構  
清水 一郎



## ・ 検討の結果

### 1 . 環境報告書の審査の要点に関する検討結果

本要点は、環境報告書の審査を公正かつ的確に実施するために、必要と考えられる事項を取りまとめたものである。

今後、本要点を活用し、「環境報告書の審査の為の実務指針」、「環境報告書の審査にあたっての留意事項」等、審査の実務に関するさらなる詳しい資料の作成が望まれる。

本要点は、以下の構成からなっている。

#### 環境報告書の審査の要点の構成

- ・ 審査全般に係る事項
  - 1 . 審査の目的及び対象
  - 2 . 審査人の要件
  - 3 . 審査機関に対する要求事項
  
- ・ 審査の実施に係る事項
  - 1 . 契約
  - 2 . 計画
  - 3 . 審査の実施
  - 4 . 結論のレビュー
  
- ・ 審査結果の報告に係る事項
  - 1 . 全般的事項
  - 2 . 表明する結論の内容

次頁以降に、「環境報告書の審査の要点」を掲載した。

## ・審査全般に係る事項

### 1. 審査の目的及び対象

#### 1.1 審査の目的

環境報告書の審査目的は、経営者の作成した環境報告書が、一般に公正妥当と認められる環境報告書の作成基準<sup>1</sup>に準拠して正確に測定、算出され、かつ重要な事項が漏れなく表示されているかどうかについて、審査人が自ら入手した審査証拠に基づいて判断した結論を表明することである。

#### 1.2 審査の対象

環境報告書審査の対象は、その発行主体、名称及び公表媒体を問わず、一般に公正妥当と認められる環境報告書の作成基準に準拠した情報が定期的に報告される環境報告書である。

#### 1.3 重要な虚偽の表示

重要な虚偽の表示とは、不正確な記載又は記載すべき情報の漏れによって利害関係者の判断に重要な影響を与える表示をいう。

#### 1.4 合理的審査業務と限定的審査業務

審査業務は、審査業務のリスクの程度により合理的審査業務と限定的審査業務に分類される。

合理的審査業務では、積極的形式で審査人の結論を表明するための基礎として、審査業務リスクを許容可能な低い水準に抑える。限定的審査業務では、消極的形式で審査人の結論を表明するための基礎として、審査業務リスクを合理的審査業務の場合よりも高いが、許容可能な低い水準に抑える。

---

<sup>1</sup> 本報告書の発行時点では、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第8条の規程に基づく「環境報告書等の記載事項等」(平成17年3月公布)、環境報告書ガイドライン2003年度版(平成16年3月 環境省)、環境報告書作成基準案(平成16年3月 環境省)などが想定される。

## 2. 審査人の要件

### 2.1 専門能力の向上と知識の蓄積

審査人は、職業的専門家としての専門能力の向上及び実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない。

### 2.2 審査人として必要とされる知識

審査人は、以下の知識が必要とされる。

事業体の事業経営一般に関する知識

事業体の事業活動に伴う環境への影響及び環境関係法令に基づく規制に関する知識

環境マネジメントシステム及び環境情報システムに関する知識

環境報告書の作成基準に関する知識

審査業務に関する知識

### 2.3 審査人の行動規範

#### (1) 公正不偏の態度の保持

審査人は、環境報告書の審査業務を実施する際には、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

#### (2) 独立不羈の立場の堅持

審査人は、環境報告書の審査業務を実施する際には、常に独立不羈の立場を堅持しなければならない。

#### (3) 審査人は、業務上知り得た事項を正当な理由なく漏えいし又は窃用してはならない。

#### (4) 審査人は、環境報告書の審査業務の実施に当たり、職業専門家として正当な注意を払わなければならない。

### 3. 審査機関に対する要求事項

#### 3.1 体制の構築

審査機関は公正かつ的確な環境報告書の審査を実施するため、必要な体制を構築し、審査業務の適切な品質管理を行わなければならない。

##### (1) 公平性の確保

審査機関は、発行主体との契約、審査チームの編成等の審査業務を公平に実施する体制を確保しなければならない。

##### (2) 安定的な審査体制の整備

審査機関は、審査業務を円滑に実施するに足る十分な数の審査人を確保しなければならない。

#### 3.2 適正な品質管理の実施

##### (1) 品質管理部門

審査機関は、審査業務の担当部門とは別に、品質管理のための専門部門を有しなければならない。

##### (2) 審査の結論の吟味

審査機関は、個別の審査業務の最終的な意見を表明する前に、審査の結論を吟味する専門部門でその内容を吟味しなければならない。

#### 3.3 審査機関の行動規範

審査機関の行動規範は、「2.2 審査人の行動規範」を準用する。

#### 3.4 審査機関の審査人

審査機関は、審査業務の実施にあたり、当該審査業務に適確な審査人によってチームを編成しなければならない。

審査機関は、審査人に対して必要な教育訓練を実施しなければならない。

## ・審査の実施に係る事項

### 1. 契約

#### 1.1 契約締結前に考慮すべき事項

契約締結前に、以下の事項を考慮しなくてはならない。

環境報告書等の審査業務委嘱者の審査を受ける体制の整備状況  
審査業務実施者の独立性  
業務上のリスク及び審査業務を引き受けることにより、審査業務実施者が被るおそれのある不利益の可能性

#### 1.2 契約書に含むべき事項

契約書には、以下の事項を含めなければならない

審査の目的  
審査の対象範囲  
審査方法  
契約期間  
審査報酬額  
経営者確認書の入手する旨  
経営者及び審査業務実施者の責任関係  
審査の限界に関する合意事項  
審査業務実施者の独立性を保持する旨  
守秘義務が課せられる旨  
審査業務委嘱者の協力に関する合意事項

### 2. 計画

#### 2.1 計画の概要

審査業務実施者は、適切な計画に基づいて、審査業務を組織的に実施しなければならない。

## 2.2 適切な計画の策定

審査業務実施者は、審査業務を有効に行うために、予想される審査業務の範囲及び手続を記述した計画を立案しなくてはならない。

## 2.3 計画策定上の考慮事項

審査業務計画策定にあたっては、以下の事項を考慮しなくてはならない。

審査業務実施者の判断基準

審査業務実施者の審査基準

環境情報システム、環境マネジメントシステム、内部統制に関する理解  
重要性

他の専門家の利用、内部監査業務の利用、ISO14001 など国際規格の活用

審査手続の実施時期

往査サイト選定基準

## 2.4 計画書に記載する事項

計画書には、以下の事項を記載しなくてはならない。

審査目的

審査対象

審査業務責任者及びチーム編成

審査スケジュール

実施すべき手続の概要

往査サイト

## 2.5 リスク・アプローチ

### (1) 審査リスク

審査リスクとは、審査人が環境報告書の審査対象の中で、重要な虚偽記載を見逃して誤った結論を表明するリスクをいい、固有のリスク、統制リスク及び発見リスクから構成される。

固有リスクとは、関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、環境報告書に重要な虚偽の表示がなされる可能性をいう。

統制リスクとは、環境報告書の審査対象の中で、重要な虚偽の表示が、企業の内部統制によって防止又は適時に発見されない可能性をいう。

発見リスクとは、企業の内部統制によって防止又は発見されなかった環境報告書の重要な虚偽の表示が、審査手続を実施してもなお発見されない可能性をいう。

## (2) リスクアプローチ

審査業務実施者は、審査の実施に当たっては、審査リスクを審査業務又は限定的審査業務に求められる水準に抑えるため、固有リスク及び統制リスクを個別に又は結合して評価することにより、発見リスクの水準を決定し、それに基づいて、証拠を収集する手続の選択、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。

## (3) 審査リスクの水準

合理的審査業務においては、積極的形式で審査業務実施の結論を表明するための合理的な基礎が得られるように、合理的な低い水準となるまで審査リスクを抑える。

限定的審査業務においては、審査リスクの水準を合理的審査業務における水準より高く設定することができる。しかしながら、限定的審査業務においても、証拠を収集する手続、実施の時期及び範囲の組み合わせによって、審査業務実施者の結論を消極的形式で表明するための十分に有意な水準の基礎を得る必要がある。

## 2.6 重要性の勘案

審査人は、審査計画の策定にあたり、環境報告書の重要な虚偽の表示を看過しないようにするために、許容可能な重要性の基準値を決定する。

## 3. 審査の実施

### 3.1 審査要点

審査人は、自己の意見を形成するに足る合理的審査業務又は限定的審査業務に求められる水準の基礎を得るために、網羅性及び正確性の審査要点に適合した十分かつ適切な審査証拠を入手しなければならない。

限定的審査業務における証拠を収集する手続、実施の時期及び範囲は、設定された審査リスクの水準に応じて慎重に組み合わせることができる。

### 3.2 試査

審査人は、固有リスク及び統制リスクの評価手続及び審査要点の直接的な立証のために行う実証手続を実施するに当たっては、原則として、試査による。

### 3.3 審査手続

審査人は、次のような審査手続を単独に又は組み合わせて実施する。

実査  
観察  
立会  
確認  
質問  
閲覧  
査閲  
証憑突合  
帳簿突合  
計算突合  
再実施  
分析的手続

### 3.4 算出方法の合理性の判断

審査人は、環境パフォーマンス情報の算出過程における見積りの合理性を判断するために、見積りの方法の評価にばかりでなく、審査人自らが行った見積りとの比較等により、十分かつ適切な審査証拠を入手しなければならない。

### 3.5 不正・誤謬への対応

審査人は、審査の実施において不正又は誤謬を発見した場合には、経営者等に報告して適切な対応を求めるとともに、適宜、審査手続を追加して十分かつ適切な審査証拠を入手し、当該不正等が環境報告書の重要な虚偽の表示につながる可能性を評価しなければならない。



### 3.6 他の審査人等の利用

- (1) 審査人は、他の審査人によって行われた審査の結果を利用する場合には、当該他の審査人によって審査された環境情報の重要性及び他の審査人の信頼性の程度を勘案して、他の審査人の実施した審査が適切であるかを評価し、他の審査人の実施した審査の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。
- (2) 審査人は、専門家の業務を利用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が審査証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討しなければならない。
- (3) 審査人は、被審査事業体の環境情報に関する内部監査の目的及び手続が審査人の審査の目的に適合するかどうか、環境情報に関する内部監査の方法及び結果が信頼できるかどうかを評価した上で、環境情報に関する内部監査の結果を利用できると判断した場合には、環境報告書の項目に与える影響等を勘案して、その利用の程度を決定しなければならない。

## 4. 結論のレビュー

### 4.1 レビュー

審査機関は、環境情報審査業務の信頼性を確保するため、審査人の形成した結論が適正であるか否かを検討するレビューアー（査閲者）を、当該審査業務を実施した審査人とは別に置かなければならない。審査機関はレビューアーによるレビュー終了後でなければ、結論を表明してはならない。

### 4.2 レビューアーの役割、権限、責任

- (1) レビューアーは、審査報告書の結論が、結論形成の根拠となる基礎を得るために必要と認めて実施する審査手続を実施し、審査の過程で収集した十分かつ適切な証拠に基づいていることを査閲する。
- (2) レビューアーは、必要と判断した場合、審査業務責任者に対し審査報告書の訂正を求めることができる。
- (3) レビューアーは、職業的専門家としての正当な注意を払い、形成した結論の妥当性に関して所見を述べなければならない。

(4) レビューアーは、審査業務責任者から説明又は報告を受けなかった事項については責任を負わない。

(5) レビューアーは、レビューの実施状況を明瞭に記録し、署名しなければならない。

#### 4.3 レビューアーの構成

審査機関は対象となる環境情報の審査に係る審査リスク等を勘案し、レビューアーを定める。

#### 4.4 レビューアーの要件

レビューアーは、審査業務責任者としての十分な経験を有し、被審査事業に対して独立の立場を堅持していることが必要である。

#### 4.5 レビューの実施

##### (1) 実施時期

レビューは、最終的な審査報告書を依頼者に提出する前に実施する。

##### (2) 審査業務に関する手続き要件の検討

一連の審査業務において、必要な要件を満たしているかの観点から検討する。

##### (3) 結論の妥当性の検討

修正されなかった不正又は誤謬が重要な虚偽の表示につながる可能性を勘案し、結論の妥当性について検討する。

#### 4.6 複数のレビューアーによる判定

複数のレビューアーによるレビューは、多数決により決定する。

### **・審査結果の報告に係る事項**

#### 1. 全般的事項

##### 1.1 結論の表明

審査人は、環境報告書等に関する審査報告書において、実施した業務の概要及び環境報告書又はそこに記載されている個別の環境情報が、一般に公正妥当と認められる環境報告書の作成基準に準拠して正確に測定、算出され、かつ、重要な事項が漏れなく表示されているかどうかに対する結論を明瞭に記載しなければならない。

## 1.2 審査報告書の記載事項及びその留意事項

審査報告書には、次の事項を記載しなければならない。

表題

日付

あて先

審査機関名及び審査業務責任者の氏名

審査の目的

審査の対象

経営者及び環境報告書の審査を行う者の責任

審査実施基準に準拠して審査業務が実施されたこと

環境報告書の作成基準（判断基準）

著しい利害関係の有無

## 2. 表明する結論の内容

合理的審査業務の場合の結論は、積極的形式で表明されなければならない。また、限定的審査業務の場合の結論は、消極的形式で表明されなければならない。

- (1) 審査人は「環境報告書が全体として、一般に公正妥当と認められる環境報告書の作成基準に準拠して正確に測定、算出され、かつ、重要な事項が漏れなく表示されている」と認められると判断したときは、その旨の結論を表明しなければならない。
- (2) 審査人は「環境報告書が全体として、一般に公正妥当と認められる環境報告書の作成基準に準拠して正確に測定、算出され、かつ、重要な事項が漏れなく表示されている」と認められないと判断したときは、その旨の結論及びその理由を表明しなければならない。
- (3) 審査人は、「環境報告書が全体として、一般に公正妥当と認められる環境報告書の作成基準に準拠して正確に測定、算出され、かつ、重要な事項

が漏れなく表示されている」かどうかについて、十分かつ適切な証拠を入手できなかった場合には、結論の表明を差控える旨及びその理由を表明しなければならない。

- (4) 特定の環境情報を審査対象とする場合は、「環境報告書」を「特定の環境情報」に読み替えるものとする。

## 2 . 環境報告書審査の信頼性向上のための方策の検討結果

本研修内容案は、環境報告書審査の信頼性向上のために、環境報告書の審査を実施する者に対する研修内容において、必要と考えられる事項を取りまとめたものである。

今後、本研修内容案を活用した研修資料の作成が望まれる。

本研修内容案は、以下の構成からなっている。

### 環境報告書審査の為の研修内容案の構成

- . 事業経営と環境報告書について
  - 1 . 事業経営について
  - 2 . 環境報告書について
  
- . 環境報告書の審査手続等について
  - 1 . 環境報告書審査の一般的事項について
  - 2 . 審査業務について
  - 3 . 審査報告について
  
- . 環境報告書に掲載される環境情報について
  - 1 . 環境会計について
  - 2 . 環境パフォーマンス指標
  - 3 . 環境に関する法令及び各種制度等について
  - 4 . 環境配慮設計について
  
- . 持続可能性と CSR（企業の社会的責任）について
  
- . ケーススタディ

次頁以降に、「環境報告書審査の為の研修内容案」を記載した。

## **. 事業経営と環境報告書について**

### 1. 事業経営について

#### 経営管理組織について

- ・ 事業経営の管理組織の概要について
- ・ 経営管理組織における環境報告書の位置付けについて

#### 会計制度と内部統制について

- ・ 財務会計制度について
- ・ 内部統制について
- ・ 財務会計と環境報告書審査との関係について

#### 環境マネジメントシステムについて

- ・ 環境マネジメントシステムの概要について
- ・ 環境報告書の開示情報と環境マネジメントシステムとの関係について
- ・ 環境報告書審査における環境マネジメントシステムの位置付けについて

#### 情報開示について

- ・ 環境情報開示と環境報告書（意義と歴史、国内外の動向）について
- ・ 環境情報開示における環境報告書の審査制度の意義について

### 2. 環境報告書について

#### 環境報告書の普及動向について

#### 環境報告書作成に関する各種ガイドラインの概要について

- ・ 環境省「環境報告書ガイドライン」
- ・ 環境省「環境報告書作成基準案」
- ・ GRI (Global Reporting Initiative)「サステナビリティリポーティングガイドライン」

## **. 環境報告書の審査手続等について**

### 1. 環境報告書審査の一般的事項について

#### 審査の目的及び対象について

#### 審査人の要件について

- ・ 審査人として必要とされる専門知識について
- ・ 審査人の行動規範について

#### 審査機関の要件について

- ・ 審査機関の体制について
- ・ 審査機関の品質管理について

## 2. 審査業務について

審査業務契約について  
審査計画について  
リスクアプローチについて  
証拠を入手するための審査手続について  
結論のレビューについて

## 3. 審査報告について

審査の結論の表明について

- ・ 審査の結論の意義について
- ・ 審査の結論の表明対象について

審査報告書について

- ・ 審査報告書の種類について
- ・ 審査報告書の記載区分について
- ・ 審査業務の分類と結論の報告方式について

無限定審査報告書の記載事項について

- ・ 導入区分の記載事項について
- ・ 概要区分の記載事項について
- ・ 結論区分の記載事項について

除外事項について

- ・ 除外事項の意義について
- ・ 審査範囲に制約がある場合の審査報告書の取扱いについて
- ・ 審査の対象に不適切な事項がある場合の審査報告書の取扱いについて

## ・ 環境報告書に掲載される環境情報について

### 1. 環境会計について

環境会計の基礎について  
環境省「環境会計ガイドライン」について  
環境管理会計について

## 2. 環境パフォーマンス指標

環境パフォーマンス指標の基礎について  
環境パフォーマンス指標の算出方法について  
環境省「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン」等について  
環境情報システムについて

## 3. 環境に関する法令及び各種制度等について

環境関連法の概要

- ・ 環境一般・地球環境に関する法律について
- ・ 循環型社会に関する法律について
- ・ 大気汚染・水質汚濁等に関する法律について
- ・ 化学物質・防災等に関する法律について
- ・ その他の法律について

ISO14000 シリーズの環境マネジメントシステムについて

## 4. 環境配慮設計について

ISO14000 シリーズの製品関連規格について  
社会的に関心の高い環境問題が製品設計に与える影響について  
事業者の自主的な取り組みについて

## ・ 持続可能性と CSR (企業の社会的責任) について

持続可能性の概念と発展経緯について  
持続可能性が事業活動に与える影響について  
CSR に関する動向について  
CSR の関連する市場からの要請について

## ・ ケーススタディ

審査の研修過程には、実務的なシミュレーションのカリキュラムを含むことが望ましい。



## 第3章 環境報告書作成基準案及び審査基準案の修正に必要な調査

### ・ モニター事業の実施要領

#### 1. モニター事業の実施経緯

環境報告書は、事業者の自主的積極的な環境配慮の取組が社会や市場の中で高く評価されるような条件を整備するための有力なツールのひとつである。環境報告書を作成・公表する事業者は着実に増加しつつあるもののいまだ十分ではなく、今後は、さらなる環境報告書の普及促進と信頼性の向上を図っていくことが重要である。

このため、環境省では、平成11年度から環境報告の普及促進を図るための方策について検討を実施しており、環境報告書の信頼性の向上を図るための有力な方策のひとつとして、環境報告書の第三者レビューの有効性が指摘されてきたところである。平成15年3月にとりまとめられた「平成14年度環境報告の促進方策に関する検討会報告書」においては、平成16年度を目途に自主的な参加による環境報告書の第三者レビューの仕組みを整備することが提言された。

また、「規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月閣議決定)」においても、環境報告書の普及促進を図るとともに、比較可能性及び信頼性の向上を図るため「第三者機関による監査制度」も含めた検討を進めることが指摘されており、「循環型社会形成推進基本計画(平成15年3月閣議決定)」において、環境経営の推進に係る数値目標として環境報告書の公表率に係る政府目標が掲げられている。

こうした各種の提言等を踏まえ、環境省では、企業実務者、学識経験者、審査実務者等から構成される「環境報告書審査基準委員会」を設置し、環境報告書の審査事項や審査手続きについての審査基準策定に向けた検討を実施した。今般、平成15年12月に実施したパブリックコメントの募集に寄せられた御意見も踏まえ、以下のとおりその検討結果を「環境報告書審査基準案」としてとりまとめた。

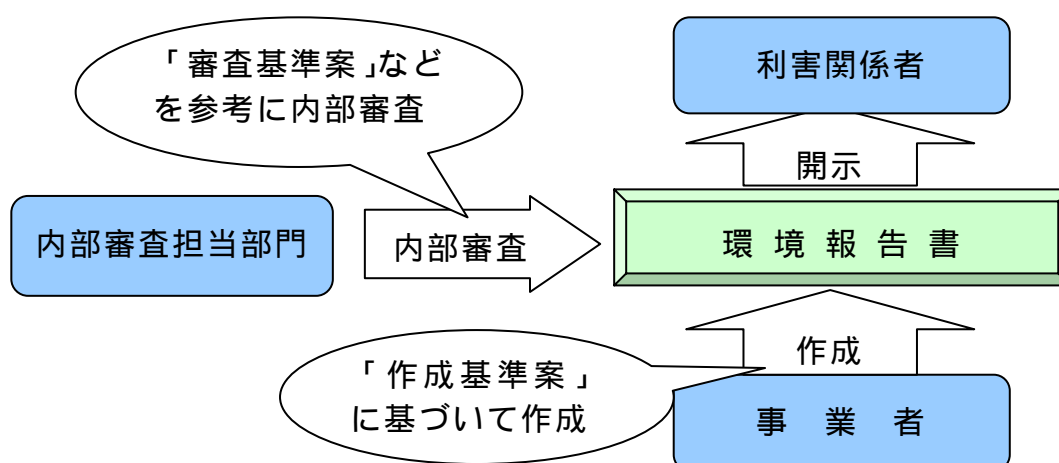
そして、パブリックコメントの実施に加えて、環境報告書について事業者内部の審査担当部門が審査を実施する自己宣言または外部の第三者が審査を実施する第三者レビューにおける基準案の実務上の適用可能性を検討するために、「環境報告書の作成基準及び審査基準についてのモニター事業」を実施した。

## 2 . モニター事業の参加形態

モニターとしての事業者の参加形態は、「( 1 ) 自己審査方式」及び「( 2 ) 第三者審査方式」の2種類とした。

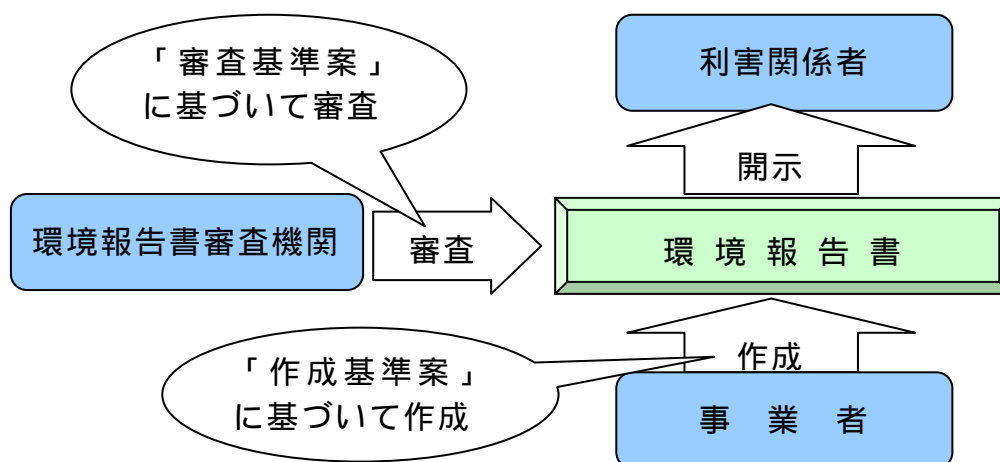
### 1 ) 自己審査方式

事業者が「作成基準案」に基づき、自主的に環境報告書を作成し、これを事業者内部の審査担当部門が、「審査基準案」等を参考に審査を実施し、共通基盤に適合した環境報告書として自己審査の上、開示する。



### 2 ) 第三者審査方式

事業者が「作成基準案」に基づき、自主的に環境報告書を作成し、これを環境報告書審査機関が、「審査基準案」に基づいて審査（第三者審査）を実施し、共通基盤に適合した環境報告書として開示する。



### 3 . モニター事業の参加要件等

#### 1 ) 事業者に関する参加要件

モニター事業に参加する事業者の参加要件は以下の通りとした。

環境報告書作成基準案に基づいた環境報告書を作成し、モニターへの参加形態に応じて、次の審査を実施すること

- ）自己審査方式による場合には、事業者内部の審査担当部門による内部審査
- ）第三者審査方式による場合には、予め参加事業者が届け出た審査機関による環境報告書審査基準案に基づく審査

事業者内部の審査担当部門による内部審査または審査機関による審査状況報告書を当該環境報告書に含めて開示を行うこと

環境省が必要に応じて実施する調査及びヒアリング等に協力し、必要な意見提出、情報提供を行うこと

第三者審査方式による場合の参加に当たっては、可能な限り予め審査機関を選定の上、応募すること、審査機関は、「モニター募集における審査機関に関する要件」を満たすものであることを付随的な参加要件とした

参加事業者の業種業態は問わないこととともに、環境報告書の作成、参加事業者の内部審査または審査機関による審査のための費用は参加事業者の負担とした

#### 2 ) 審査機関に関する要件等

モニター事業における審査機関に関する要件等は、以下の通りとした。

業務を適確かつ円滑に実施するのに必要な財政基盤を有すること

組織の人的構成が環境報告書審査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと

環境報告書審査の業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって環境報告書審査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと

審査機関の審査員として望ましい知識、実務経験等は、以下のようなものが考えられるとした。

- ・一般的な環境問題（地球温暖化、廃棄物、化学物質等）に関すること
- ・審査対象となる事業者の業種特性に応じた環境負荷に関すること
- ・事業者の内部統制機能（コンプライアンス、環境マネジメントシステムを含む）に関すること

- ・情報開示に対する第三者審査（保証、検証、監査等）の仕組みに関すること

## 4．参加事業者及び審査機関が提出する報告書の内容

モニター事業において、参加事業者及び審査機関が提出する報告書（中間報告書及び最終報告書）の内容は以下の通りとした。

### 1）中間報告書

中間報告書の内容は以下の通りである。

#### ）参加事業者

- ・環境報告書構成案
- ・環境報告書の対象期間及び対象組織
- ・環境報告書の発行（公表）予定時期
- ・記載を検討している重要な環境パフォーマンスの項目
- ・記載を検討している追加的記載事項（例えば環境報告書ガイドラインパブリックコメント案の項目（25項目）など）及びそのそれぞれを審査対象とするか否か
- ・環境報告書作成基準案及び審査基準案に関する意見

#### ）審査担当部門または審査機関

- ・審査担当部門または審査機関の概要
- ・審査チーム代表者及び審査担当者の、氏名、環境報告書審査等に関する業務実績及び保有する資格
- ・審査機関の場合は事業者との特定の利害関係の有無
- ・審査計画書（審査チーム代表者及び審査担当者氏名、審査手続き、審査実施サイト、審査スケジュール等）
- ・環境報告書作成基準案及び審査基準案に関する意見

### 2）最終報告書の内容

最終報告書の内容は以下の通りである。

#### ）参加事業者

- ・環境報告書
- ・環境報告書の発行に要した主な費用の概算（作成費、印刷費、人件費、審査費用等）

- ・環境報告書作成基準及び審査基準に関する意見
  - ・審査の手続き、審査機関、審査人等に関する意見
- ) 審査担当部門または審査機関
- ・審査報告書（表題、あて先、審査の目的、審査対象及び対象期間、事業者及び環境報告審査人の責任、審査の実施手続、結論、その他の記載事項、日付、環境報告審査人の名称 等）
  - ・環境報告書審査状況概要書（内部審査担当部門（自己審査による場合）または審査機関（第三者審査による場合）の名称、審査責任者の氏名、審査の実施状況（審査時間、審査実施サイト、審査手続きの概要等）、結論）
  - ・事業者に別途提出した意見等
  - ・環境報告書作成基準及び審査基準に関する意見

## 5 . モニター事業のスケジュール

モニター事業のスケジュールは以下の通りである。

平成15年

10～12月 モニター事業実施計画の検討、立案

12月18日 モニター事業への参加募集開始

平成16年

1月15日 モニター事業参加募集締切

1月22日 選考結果通知

1月29日 参加事業者及び審査機関説明会開催

2月～9月末 環境報告書の作成及び審査の実施

### (i) 自己審査方式

参加事業者において環境報告書の作成及び内部審査の実施。

なお、参加事業者は3月22日迄に、環境報告書の項目案や内部審査計画書等を中間報告書として取りまとめ事務局へ提出した。また、内部審査終了後には、調査結果等を最終報告書として取りまとめ、事務局へ提出した。

### ( ) 第三者審査方式

各参加事業者において、環境報告書の作成及び第三者審査の受審。

なお、参加事業者及び審査機関は3月22日迄に、環境報告書の項目案や審査計画書等を中間報告書として取りまとめ事務局へ提出した。また、審査終了後には、審査結果等を最終報告

書として取りまとめ、事務局へ提出した（最終提出日：9月27日）。

## 6．モニター事業への参加事業者概要

モニター事業には、以下の14社（自己審査方式：1社、第三者審査方式：13社）が参加した。

### （ ）自己審査方式

	事業者名	業種	従業員数 (人)	売上高 (億円)	審査機関	過去の環境報告書の第三者レビュー受審の有無
1	東京急行電鉄株式会社	運輸業	3744	2978	業務管理・環境部	有り

### （ ）第三者審査方式

	事業者名	業種	従業員数 (人)	売上高 (億円)	審査機関	過去の環境報告書の第三者レビュー受審の有無
1	三菱ウェルファーマ株式会社	製造業(医薬品)	8,733	2,807	株式会社中央青山サステナビリティ認証機構	有り(株式会社中央青山サステナビリティ認証機構)
2	株式会社西友	小売業	14,138 (パートタイム社員 8,113名 含む)	7,836	株式会社中央青山サステナビリティ認証機構	有り
3	株式会社日興コーディアルグループ	証券業	182	2,843	株式会社中央青山サステナビリティ認証機構	有り(株式会社中央青山 PwC サステナビリティ研究所)
4	京セラ株式会社	製造業(電機機械器具)	13,937	4,828	株式会社中央青山サステナビリティ認証機構	有り(株式会社中央青山サステナビリティ認証機構)
5	コクヨ株式会社	製造業(文具)	5,780	4,720	あずさサステナビリティ株式会社	無し
6	キンピール株式会社	製造業(食品)	6,346	9,999	あずさサステナビリティ株式会社	有り(あずさ監査法人(旧 朝日監査法人))

7	田辺製薬株式会社	製造業(医薬品)	4,554	1,822	あずさサステナビリティ株式会社	有り
8	中国電力株式会社	電力	10,000	9,670	株式会社 新日本環境品質研究所	有り(株式会社 新日本環境品質研究所)
9	東芝メディカルシステムズ株式会社	製造業(医用機器)	1,512	2,280	株式会社 日本環境認証機構	無し
10	株式会社東芝研究開発センター	研究開発	1,055	-	株式会社 日本環境認証機構	無し
11	株式会社 日立製作所デジタルメディア事業部	製造業(情報通信機械器具)	470	1,320	株式会社 日本環境認証機構	無し
12	習和産業株式会社	環境分析測定	500	57	株式会社 日本環境認証機構	無し 過去に環境報告書を作成した実績無し
13	アスクル株式会社	小売業(通販)	221	1,085	財団法人 日本品質認証機構	無し

## ・モニター事業参加事業者の環境報告書の概要

### 1. 環境報告書の名称及び年月

( ) 自己審査方式

	事業者名	名称	発行年月
1	東京急行電鉄株式会社	2004年版 東京急行電鉄社会環境報告書	2004年9月

( ) 第三者審査方式

	事業者名	名称	発行年月
1	三菱ウェルファーマ株式会社	環境報告書2004 Vol. 6	2004年7月
2	株式会社西友	西友サステナビリティ・レポート2004	2004年6月
3	株式会社日興コーディアルグループ	社会的責任報告書サステナビリティレポート2004	2004年7月
4	京セラ株式会社	京セラ社会・環境報告書2004	2004年8月
5	コクヨ株式会社	コクヨCSR報告書2004	2004年6月
6	キリンビール株式会社	キリンビール環境報告書2004年版	2004年6月
7	田辺製薬株式会社	環境・社会活動報告書2004	2004年8月
8	中国電力株式会社	2004エネルギー環境経営報告書	2004年7月
9	東芝メディカルシステムズ株式会社	環境報告書2004	2004年7月
10	株式会社東芝 研究開発センター	東芝研究開発センター環境サステナビリティ報告書2004	2004年9月
11	株式会社 日立製作所 デジタルメディア事業部	横浜地区環境報告書2004年	2004年6月
12	習和産業株式会社	習和産業環境報告書2004年版	2004年7月
13	アスクル株式会社	アスクル環境報告書2004年度版VOL. 3	2004年8月



## 2. 環境報告書の報告対象範囲

( ) 自己審査方式

	事業者名	報告対象範囲
1	東京急行電鉄株式会社	東京急行電鉄の単体の情報を主体に記載しており、東急グループについては「グループ」欄に限定して情報を記載している。東京急行電鉄の社会的責任の報告については「コミュニケーション」欄に主として記載している。なお、東京急行電鉄の環境活動は、日本国内における事業活動による環境負荷を対象にしているが、自治体から受託した立体交差化工事、土地区画整理組合からの受託事業についても当社の意志決定の及ぶ範囲での環境活動を記載している。

( ) 第三者審査方式

	事業者名	報告対象範囲
1	三菱ウェルファーマ株式会社	三菱ウェルファーマ(株)及び国内外に工場・研究所・物流センターを有する関係会社。ただし、データは、海外関係会社は含まない
2	株式会社西友	原則として、西友グループの主要小売会社6社を対象。ただし、報告内容によって、対象範囲が異なる場合があり、具体的には下記の通り。 ・経済活動(財務データ) 西友グループ連結データ ・社会活動(従業員関連) (株)西友 ・環境活動 (株)西友、(株)北海道西友、(株)九州西友(以上3社がISO14001対象)
3	株式会社日興コーディアルグループ	日興コーディアルグループ各社18社(詳細をP6に掲載)。なお、(株)日興コーディアルグループと記載しているものは、持株会社としての取り組みを表している。環境会計データ、環境パフォーマンス情報に関する環境報告範囲は、該当ページに詳細を記載
4	京セラ株式会社	京セラおよび連結対象子会社159社。また、当報告書で京セラと記述している場合は、京セラ(株)単体を示し、対象範囲が異なる場合は、該当箇所に明示
5	コクヨ株式会社	コクヨ(株)、連結対象19社、コクヨマレーシア、コクヨIK タイランド。ただし、対象範囲の昨年からの変化によるデータへの影響については、各掲載ページに明示
6	麒麟ビール株式会社	特に記載のない限り、麒麟ビール単体で主にビール工場を対象としているが、可能な範囲で本社や地区本部などについても記載
7	田辺製薬株式会社	小野田ブロック:小野田事業所(小野田工場含む) 加島ブロック:加島事業所(大阪工場含む)

		戸田ブロック:戸田事業所 本社ブロック:本社・平野町ビル・1号別館 東京ブロック:東京事業所 支店ブロック:各支店・営業所 国内連結子会社:田辺製薬吉城工場(株)、サンケミカル(株)、 他7社 海外連結子会社:天津田辺製薬、台湾田辺製薬、 タナベインドネシア社
8	中国電力株式会社	中国電力株式会社単体。なお、グループ会社の取り組みについても記載(グループ一覧については、資料編(P71)に掲載)
9	東芝メディカルシステムズ株式会社	環境報告書のサイトの記載範囲は、環境マネジメントシステム(ISO14001)の審査登録範囲と同じく当社本社内の関係会社や常駐会社と隣接する東芝電子管デバイス(株)を含むが、支社店や海外現法など外部の関係会社は含んでいない。2003年10月に東芝那須工場は東芝メディカルシステムズ(株)に、東芝電子管工場は東芝電子管デバイス(株)に分社しているが、今年度の環境報告書は従来どおり、2社合同の報告書に編集されている。なお、明確に分離できる資料については分けて掲載
10	株式会社東芝 研究開発センター	株式会社東芝研究開発センター
11	株式会社 日立製作所 デジタルメディア事業部	(株)日立製作所デジタルメディア事業部の構内事業所(P5に掲載)
12	習和産業株式会社	習和産業(株)本社及び神奈川支店、しゅうわサービス(株)
13	アスクル株式会社	本社 e-tailing センター及び物流センター(全国5カ所)

### 3. 環境報告書の報告対象期間

( ) 自己審査方式

	事業者名	報告対象期間
1	東京急行電鉄株式会社	実績:2003年度(2003年4月1日~2004年3月31日) 目標・計画:2004年度(2004年4月1日~2005年3月31日) 環境目的:2003年度より3カ年の長期目標 環境目標:環境目的を達成するための単年度の目標 その他、大きなトピックスについては、2004年6月まで記載

( ) 第三者審査方式

	事業者名	報告対象期間
1	三菱ウェルファーマ株式会社	2003年度(2003年4月～2004年3月)。 海外事業所の活動範囲は、2003年1月～2003年12月。なお、一部2004年6月までの定性情報を含む
2	株式会社西友	2003年度(2003年3月～12月)。 決済期間変更のため、10ヶ月のパフォーマンス報告(一部2004年1月以降の活動と将来的な目標も含む)
3	株式会社日興コーディアルグループ	2003年4月1日～2004年3月31日。 一部2004年5月までの最新情報を含む
4	京セラ株式会社	2003年度(2003年4月1日～2004年3月31日)。 環境パフォーマンスデータについては、京セラ単体は過去5年間のデータ、子会社は2002年度からの2年間のデータを記載。なお、海外子会社の2002年度のデータを見直した結果、一部数値を修正。
5	コクヨ株式会社	2003年度(2003年4月～2004年3月)。 2003年度分より、データの捕捉範囲を拡大。なお、活動範囲については、一部2004年度のものを含む
6	キリンビール株式会社	2003年1月～12月。 活動や取り組み内容は2004年4月まで記載。
7	田辺製薬株式会社	基本的に2003年度。 一部に2004年度の事象も含めている。 2003年度 ・国内ブロック 田辺製薬吉城工場株式会社(2003年4月1日～2004年3月31日) ・サンケミカル株式会社 他7社 海外連結子会社(2003年1月1日～2003年12月31日)
8	中国電力株式会社	2003年4月1日～2004年3月31日。 一部については2004年6月までのものも記載
9	東芝メディカルシステムズ株式会社	2003年度(2003年4月1日～2004年3月31日)。
10	株式会社東芝 研究開発センター	2003年4月～2004年3月。
11	株式会社 日立製作所 デジタルメディア事業部	2003年度(2003年4月1日～2004年3月31日)を中心に作成。
12	習和産業株式会社	2003年度を中心に記載。 各種指標については、集計可能な場合、2000(平成12)年度～2003(平成15)年度の変化が判るように表示。年度は、4月1日から翌年3月31日
13	アスクル株式会社	2003年5月21日～2004年5月20日。 報告書の表記は、「2004年度」

## 4. 作成基準案と各参加事業者の環境報告書の関連について

ここでは、環境報告書作成基準案（以下、作成基準案）の「第二 環境報告書の記載事項」が、各参加事業者が作成した環境報告書にどのように掲載されているかについて取りまとめた。

### 1) 「3. 環境報告書に含まれる記載事項」について

参加事業者の環境報告書は全て審査済み（作成基準案に準拠）ということもあるが、以下の8つの記載事項に関する情報は、全てそれぞれの環境報告書に掲載されている。

環境報告書に記載しなければならない最低限の事項

対象期間及び対象組織
事業の概況
事業活動における環境配慮の方針等
事業活動への環境配慮の組込に関する目標、計画及び実績等の総括
環境マネジメントシステムの状況
環境に関する規制の遵守状況
事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況
環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況

ただし、「記載事項 環境報告書の項目(見出し等)」とはなっていないため、環境報告書によっては、掲載されているかどうかの確認に時間がかかることがあるかもしれない。なお、事業者によっては、作成基準案に対する対比表を掲載するところもあった。

番号	項目	記載ページ
①	対象期間及び対象組織	P1-2
②	事業の概況	P1,4
③	事業活動における環境配慮の方針等	P3,5,7
④	事業活動への環境配慮の組込に関する目標、計画及び実績等の総括	P4,5,37,38
⑤	環境マネジメントシステムの状況	P8,36
⑥	環境に関する規制の遵守状況	P32,35
⑦	事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況	P4,5,29-36
⑧	環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況	P12-16

出典：西友サステナビリティ・レポート2004(株式会社西友)

## 2) 「4. 対象期間及び対象組織」について

本項目の情報については、どの環境報告書でも分かり易い場所に掲載されている。

なお、今回、「注解4 - 2：後発事象」と「注解4 - 3：重要性の乏しい組織」については掲載事例がなかったが、「注解4 - 3：重要性の乏しい組織」については、「対象外の組織 重要性の乏しい組織」と見なして良いのかどうか判断に迷うところである。一方、「キリンビールグループの売上高及びCO<sub>2</sub>排出総量（環境負荷）に占める割合の大きいキリンビールを対象とする」と掲載した「株式会社 キリンビール」の環境報告書のように、対象とした組織の選定理由等を掲載した環境報告書もあった。

### キリングroup主要会社の環境負荷状況

右のグラフに見られるように、(3)売上高(4)CO<sub>2</sub>排出総量（環境負荷）ともキリンビールのウエイトが大きいです。

キリングroupにとって、グループ全体の環境負荷の低減に取り組むのは当然のことですが、キリンビール単体での環境負荷の低減が、グループ全体に大きな影響を及ぼします。

このことから、環境保全の具体的な取り組みについては、キリンビールを中心に記載しています。

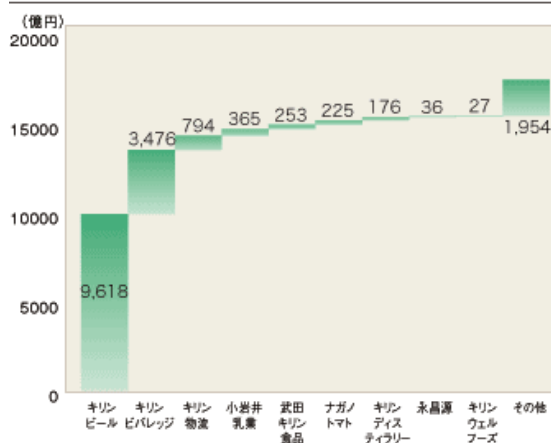
### キリングroup主要会社の選定に当たっての考え方

日本国内に製造・物流拠点があり、環境影響の大きいグループ会社とします。

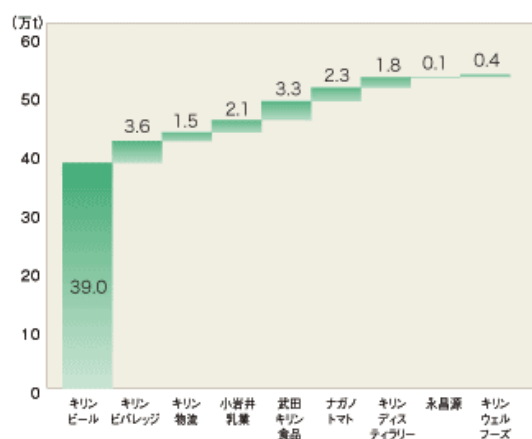
#### 【キリングroup主要会社】

キリンビバレッジ	永昌源
キリン物流	キリン・ウェルフーズ
小岩井乳業	
武田キリン食品	
ナガノトマト	
キリンディスティラリー	

#### (3) グループ主要各社の売上高



#### (4) グループ主要各社のCO<sub>2</sub>排出総量

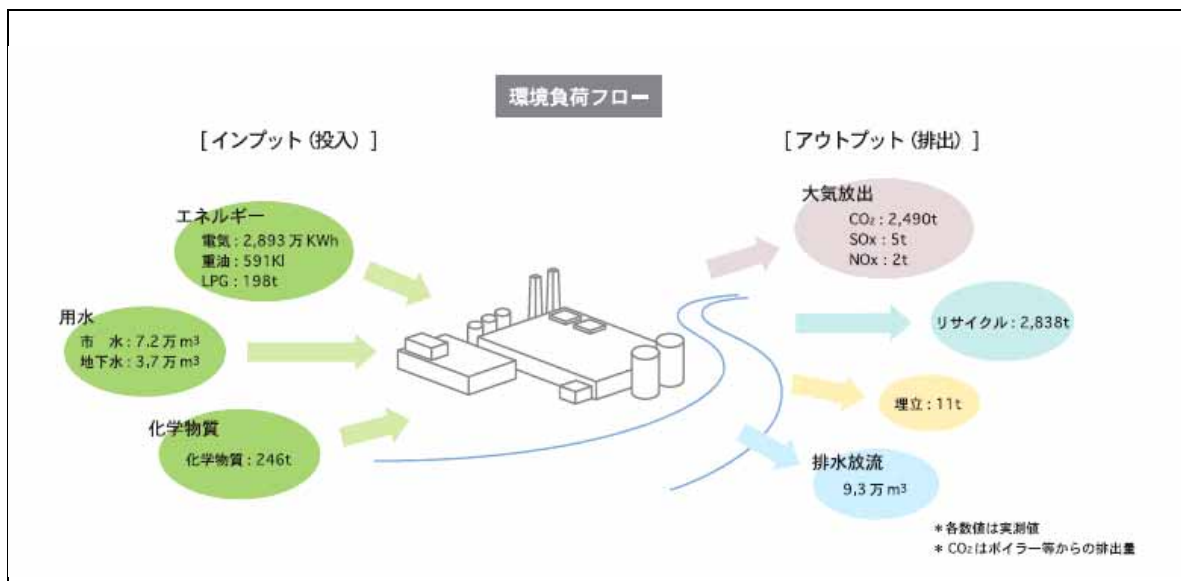


出典：キリンビール環境報告書2004年版（キリンビール株式会社）

### 3) 「5. 事業の概況」について

本項目の情報についても、どの環境報告書でも分かり易い場所に掲載されており、「注解5 - 1」の「主要な事業の種類」及び「事業活動の範囲」については、どの環境報告書でも掲載されている。

また、「注解5 - 1」では、「事業活動に伴う環境負荷や事業活動への環境配慮の組み込み状況との関連を含めて具体的に、かつ、分かり易く掲載する」とあるが、多くの環境報告書では、これらの関係をインプット - アウトプット図に取りまとめたものを掲載している。



出典: 環境報告書 2004 (東芝メディカルシステムズ株式会社)

なお、環境負荷の種類が多い事業者(後述の「重要な環境パフォーマンス」で数多くの種類の環境負荷を対象としている事業者)では、概況ということで、環境負荷の一部のみを対象としているものも見受けられた。

一方、「注解5 - 2: 主要な経営指標」については、「売上高、当期純損益、総資産、従業員等」とあるが、14の環境報告書の中で、従業員は14、売上高は10の環境報告書に掲載されていたが、当期純損益は6、総資産は4つの環境報告書にしか掲載されていなかった。この理由としては、「他の経営指標が用いられている」、「参加事業者の中に、上記の様な経営指標を用いない研究所や事業所が含まれている」等があげられる。

#### 4) 「6. 事業活動における環境配慮の方針等」について

本項目の情報については、どの環境報告書でも分かり易い場所に掲載されており、それらの内容については、どの環境報告書にも掲載されている。

#### 5) 「7. 事業活動への環境配慮の組込に関する目標、計画及び実績等の総括」について

本項目の情報については、どの環境報告書でも分かり易い場所に掲載されており、「達成目標」、「対象期間末までの達成状況」については、どの環境報告書にも掲載されている（「目標時期」については、一部の報告書及び一部の目標について掲載されていないものもあった）。

■環境自主行動計画の進捗状況				
目的	目標	2003年度の実績	自己評価	参照ページ
省エネルギー・地球温暖化防止	・全社のエネルギー消費量および二酸化炭素排出量を、2005年度までに1990年度の92%以下に削減する。	・エネルギー消費量 1990年度比85% ・二酸化炭素排出量 1990年度比85%	◎	P.25
廃棄物の削減	・最終埋立処分量を、2005年度までに1990年度実績の15%以下とする。 ・廃棄物発生量を前年度より抑制し、リサイクルを促進する。	・最終埋立処分量 1990年度比7% ・廃棄物発生量 9,122t(前年度比 5,592t減)	◎	P.28
大気汚染物質の排出抑制	・ジクロロメタンの大気排出量を、2003年度までに1999年度比で35%削減する。 ・クロロホルムの大気排出量を、2003年度までに1999年度比で10%削減する。 ・ホルムアルデヒドの大気排出量を、2003年度までに1999年度比で40%削減する。	2003年度が目標最終年度 ・ジクロロメタン34%削減→ほぼ目標を達成 ・クロロホルム73%削減→目標を大幅に達成 ・ホルムアルデヒド59%削減→目標を大幅に達成	○	P.29
環境に配慮した製品開発	・研究所および生産技術部門で大気汚染防止、水質汚濁防止、資源の有効利用、産業廃棄物発生量の低減および人体への危険性評価等あらゆる角度から環境影響評価を行い、環境負荷の少ない製品開発に取り組む。	・医療事故防止を目的として開発した輸液製剤がグッドデザイン賞を受賞(→廃棄物削減効果) ・PTP包装の脱塩化ビニル62%達成 ・外包装への生分解性プラスチックの採用検討	○	P.3,4,27
環境コミュニケーションの推進	・環境情報を発信し、その充実を図る。 ・地域との共生を図り、社会貢献活動を積極的に行う。	・環境報告書に社会的側面の記述を追加するなど全面改訂 ・環境経営格付(SMRI)評価の向上(クリア率74%→93%) ・おおさか環境賞3年連続受賞(2001-2003) ・MSCボランティア・サロンの継続	○	P.14,17~20,31~33
グリーン購入活動の推進	・資源の有効利用を図るため、環境負荷の少ない原材料、商品を優先的に購入する。	・電子購買システムによりエコ商品を優先的に購入することでグリーン購入活動を推進 ・グリーン購入比率79.6%(事務用品)	△	P.26
環境保全活動の推進	・ISO14001およびそれに準じた環境マネジメントシステムを用い、全社的に国際社会に適用する環境保全活動を展開する。	・海外子会社であるタナベ インドネシア社がISO14001の認証を取得 ・東海支店が名古屋市のエコ事業所認定 ・マテリアルフローコスト会計のシステム化完了	○	P.5,6,17~20,21~24

自己評価について  
2003年4月～2004年3月までの期間において、自主行動計画に掲げた目標の進捗状況に応じて4段階の自己評価を行いました。  
→ ◎かなり成果が出た ○成果が出た △少し成果が出た ×あまり成果が出なかった

出典：環境・社会活動報告書2004(田辺製薬株式会社)

しかし、「注解7 - 1：計画の達成状況に関する分析・検討内容」については、

その分析・検討内容の深さが、環境報告書によって様々であり、どちらかと言うと、あまり細かいレベルまでの分析結果は掲載されていないよう見受けられた。

#### 6)「8．環境マネジメントシステムの状況」

全ての参加事業者が、何らかのサイトでISO14001の認証を取得しているため、どの環境報告書でも掲載されていた。

ただし、ISO14001の認証取得状況や今後の認証取得予定、認証を取得しているサイトにおける内部統制システムの状況等は掲載されているが、ISO14001の認証を取得していないサイトにおける「環境管理全般に関する内部統制システムの整備状況」についての情報は、あまり掲載されていないよう見受けられた。

#### 7)「9．環境に関する規制の遵守状況」

本項目の情報については、どの環境報告書にも掲載されているが、一カ所にまとめて掲載している環境報告書もあれば、事業活動に伴う環境負荷毎に掲載している環境報告書もある。

#### 8)「10．事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況」

「付表 重要な環境パフォーマンス指標に関する参考事例」に取り上げられた環境パフォーマンス指標の掲載状況を以下に示す。

##### (1) 総エネルギー投入量(メガジュール)

ほとんどの環境報告書(13の環境報告書)に掲載されており(1つの環境報告書に、総量ではなく1990年比で掲載)、また、経年や、内訳(エネルギーの種類別)に掲載している環境報告書もある。

##### (2) 総物質投入量(トン)

総物質投入量では掲載がないものの、ほとんどの環境報告書(12の環境報告書)に何らかの物質投入量(包装材、金属類、化学物質等)が掲載されている。



**( 3 ) 水資源投入量 (立方メートル)**

全ての環境報告書 ( 1 4 の環境報告書 ) に掲載されており、また、経年や、内訳 ( 水源の種類別 ) も掲載している環境報告書もある。

**( 4 ) 温室効果ガス排出量 (二酸化炭素に換算したトン)**

ほとんどの環境報告書 ( 1 3 の環境報告書 ) に掲載されているが、そのほとんどが二酸化炭素排出量である。なお、経年や、内訳 ( 排出源単位別 ) も掲載している環境報告書もある。

**( 5 ) 化学物質排出量及び移動量 (トン)**

8 つの環境報告書に P R T R について掲載されている。なお、P R T R については、一部の環境報告書では「法律の対象外」という旨を掲載しているところもある。

**( 6 ) 総販売量 (トン)**

ほとんどの環境報告書 ( 1 1 の環境報告書 ) に掲載されなかった指標である。また、掲載した環境報告書においても一部の製品に留まっている。

**( 7 ) 廃棄物等総排出量 (トン)**

全ての環境報告書 ( 1 4 の環境報告書 ) に掲載されており、また、経年や、内訳 ( 一般廃棄物、産業廃棄物の種類別 ) も掲載している環境報告書もある。

**( 8 ) 総排水量 (トン)**

9 つの環境報告書に掲載されている。

なお、「注解 1 0 - 3 : 環境パフォーマンスの集計方法」の算出方法の詳細度については、詳細に掲載していた環境報告書もあれば、原単位のみ掲載している環境報告書もあった。

次頁に詳細な算出方法を掲載していた「キリンビール株式会社」の環境報告書の該当箇所を示す。

環境パフォーマンス指標		単位	算定方法
イン プ ット	総エネルギー投入量	TJ	年間購入電力量(kWh)×単位投入熱量*1+Σ[各燃料年間使用量×各単位発熱量*2] *1:エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(平成14年12月27日改正)より 9.83MJ/kWh *2:資源エネルギー庁のエネルギー源別単位発熱量より A重油:39.1GJ/kl, C重油:41.7GJ/kl, 灯油:36.7GJ/kl, 都市ガス(12A・13A):45.9MJ/m³N, LPG:50.2GJ/t
	燃料使用量 (原油換算)	万kl	Σ[各燃料年間使用量×各燃料原油換算係数*] *:エネルギーの使用の合理化に関する法律の原油換算係数より A重油:1.01kl/kl, C重油:1.06kl/kl, 灯油:0.96kl/kl, 都市ガス:0.00119kl/m³N
	購入電力量	百万kWh	年間購入電力量(百万kWh)
	総物質投入量	万t	原料・包装資材の年間投入量(万t)
	水資源投入量	万m³	上水・井水・工業用水年間使用量(万m³)
ア ウ ト プ ット	生産量	万kl	ビール・発泡酒年間製造量(万kl)
	副産物・廃棄物排出量	万t	年間総排出量*(万t)=有価物(万t)+廃棄物(万t)(特別管理産業廃棄物は除く) *:事業所搬出時の排出量(万t)
	総排水量	万m³	年間排水量(万m³)
	二酸化炭素 排出量	化石燃料 購入電力	万t 万t
(物流)	万t	キリンビール全輸送によるCO₂排出総量(万t)=キリン物流グループ各社の自車のCO₂排出量(t)*1 ×(キリン物流グループ各社の総輸送距離(km)/キリン物流グループ各社の自車の輸送距離(km)) ×(キリン物流グループ各社のキリンビール全輸送量(t)/キリン物流グループ各社の全輸送量(t))×10⁻⁴ *1:キリン物流グループ各社の自車のCO₂排出量(t)=燃料(軽油)使用量(?)×CO₂排出係数*2 *2:CO₂排出係数は項目「化石燃料」に準ずる軽油:2.619t-CO₂/kl	
NOx 総排出量	t	Σ[各対象設備NOx排出量(t)] 各対象設備NOx排出量(t)=(1/NOx測定回数)×Σ[各NOx濃度(ppm)×各乾き排ガス(m³N/h) /NOx測定時の単位当たり燃料使用量(1時間当たりの燃料使用量)]×年間燃料使用量×(46/22.4)	
(物流)	t	キリンビール全輸送によるNOx排出総量(t)=キリン物流グループ各社の自車のNOx排出量(t)*1 ×(キリン物流グループ各社の総輸送距離(km)/キリン物流グループ各社の自車の輸送距離(km)) ×(キリン物流グループ各社のキリンビール全輸送量(t)/キリン物流グループ各社の全輸送量(t)) *1:キリン物流グループ各社の自車のNOx排出量(t)=燃料(軽油)使用量(kl)×NOx排出係数*2×10⁻³ *2:NOx排出係数は環境省環境活動評価プログラム(2001年3月)より 軽油:18.3kg/kl	
SOx総排出量	t	Σ[各燃料使用量(l)×密度(g/cm³)×硫黄分(wt%)/100×64/32(SO₂/S)×10⁻³] ただし、流動床ボイラーからの排出量の算定は次の通りである。 Σ[各燃料使用量(kg)×固形分(wt%)/100×硫黄分(wt%)/100×64/32(SO₂/S)×10⁻³]	
化学物質排出量及び 移動量	t	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」の規定に基づき届け出義務が生じた事業所における該当化学物質の排出量及び移動量(t)	

出典:キリンビール環境報告書2004年版(キリンビール株式会社)

## 8)「11. 環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況」

「環境負荷の低減に資する主要な製品、商品、サービス及び機能の概要」についての情報は、ほとんどの環境報告書に掲載されていたものの、その販売量や販売金額について掲載していたのは一部の環境報告書であった。

## ・モニター事業において寄せられた作成基準案に対する意見

「 」参加事業者及び審査機関の両者から寄せられた意見、「 」参加事業者から寄せられた意見、「 」審査機関から寄せられた意見

### 1 . 作成基準案全般について

#### 1 ) 基準案全般に対する印象

「 監査等を含め本来業務の負担にならない程度の基準案 」との理解である（計2件）。

報告書の記載事項の増加は、報告書が画一的かつ厚いものになる為、記載事項等を詳細に決めるのは不必要である（計2件）。

作成基準をすべて報告書に取り込むとかなりのボリュームとなる為、サイトレベルの報告書作成基準も必要である。

業種やサイトによって経営指標を公開できないケースがある為、「 根拠を示した上で、基準の8割程度の網羅性を確保すれば良い 」等の例外規定も必要である。

環境報告書の発行の促進の為には、基準が今後情報公開しようとする企業の足かせにならないような配慮が必要である。

既に環境報告書を発行している企業の自主性が阻害されることのないよう、また、法制化・義務化につながることのないような配慮が必要である。

自由裁量の余地が多く残されており、事業者が本基準を実質的な作成基準として用いる為には、報告書に記載すべき最低ラインを明確に示すことが必要である。

表現が曖昧になっている為、事業者が記載を拒否した場合、作成基準違反として審査意見を出すことは実務的に困難と推測される。

#### 2 ) 表現・構成等について

注解が多い為、要求されていることの重要度の判断が困難である。

義務的な表現（～しなければならない ～するものとする等）の修正が必要である。

### 3) 信頼性の向上について

制度の実効性・信頼性の向上を確保する為に、環境情報自体の企業間での比較可能性を重視したより具体的な規定が必要である。

比較可能性に関しては、全ての業種において共通の事項（例、エネルギー使用量等）もあるが、基本的に事業内容の類似した企業間（同業社間）の比較可能性を重要視し、共通性を持たせる方向で検討を進めるのが現実的である。

### 4) 基準及び環境報告書の普及方策について

中小企業を対象とした場合、現状の作成基準案は難解である為、具体例の充実化や業種・業態ごとのテンプレートやチェックリストの提供等が必要である（計3件）。

基準及び環境報告書の普及促進の為に、本基準に準拠し作成した環境報告書を対象とした表彰の実施等、報告書発行のインセンティブとなる施策の追加実施が必要である。

### 5) その他

GRI ガイドラインと整合性をとることが必要である。

第三者審査に対しては、「経済的負担を伴う」、「一般的に賛否両論がある」の意見がある為、環境報告書を普及促進する観点から、必須条件ではない旨（もしくは事業者自らが審査することも可能である旨）の明示が必要である。

## 2. 作成基準案各項目に対する意見

### 1) 「1. 目的」についての意見

#### 全般

「企業の自主性を阻害しない範囲内において、信頼性、理解容易性、比較容易性を担保するとともに、最低限必要とされる開示情報等を定めるもの」との理解である。

環境情報が一部分となっている報告書（持続可能性報告書等）では、対象期間、対象組織、事業の概要、方針等が、環境情報のみに対応していない場合もある。したがって、それらのケースについての取り扱いや考え方にも言及が必要である。

### 「注解 1 - 1:本基準で取扱う環境報告書の範囲」

この表現では、「自社のホームページに掲載するだけでも良い」との解釈が可能である（計 2 件）。

「不定期な報告の取り扱い」についての明示が必要である。

事業領域と環境影響を分かり易く記載するのは困難であるため、業界毎の環境影響等の例示が望まれる。

## 2)「2. 一般的報告原則」についての意見

### 「注解 2 - 1 : 重要性と適時性」

重要性の判断基準についての解説が必要である（計 2 件）。

「利害関係に適切なタイミングで」についての解説が必要である（計 2 件）。

「漏れ」と誤解されるため、「省略した範囲」の明記が望まれる。

中小企業では毎年の印刷物による発行が難しいと推測されるため、「2～3年毎の発行でも良い」とすることが望まれる。

「開示を省略することが認められる」等、一定の柔軟性を備えているため、本基準は、新たに環境報告書を作成しようとする事業者にとっても有用であると言える。

「印刷版の配布は、事業内容等に大きな変化があった場合とし、通常の改訂はホームページでも良いこととする」との追記が望まれる。

### 「注解 2 - 2 : 正確性、実質性、網羅性、中立性」

「中立性」から「客観性」へと文言の修正が望まれる。

### 「注解 2 - 3 : 理解容易な表現」

「不確実性を伴う情報」についての解説が必要である（計 2 件）。

「不確実な性質」についての解説が必要である（計 2 件）。

### 「注解 2 - 4 : 比較の基礎となる情報」

事業内容によっては（特にメーカーでない場合）、例えば、総物質投入量・廃棄物等総排出量が実際には把握困難なこともあるため、具体的な項目のガイダンスが望まれる。

## 3)「3. 環境報告書に含まれる記載事項」についての意見

### 全般

共通の事項に関する具体的な記載内容についての明示が望まれる。

記載事項に環境会計情報を含めることが必要である（環境会計情報全てが無理の場

合、特に重要で信頼に足る情報（例えば財務会計で認識可能な環境に関連する、環境の損傷に対応する引当金繰入額、研究開発費総額、重要設備への投資額、訴訟費用額、汚染回復費用等）だけでも記載事項とすべきである）。

#### 「注解3 - 1：追加的記載事項」

追加的記載事項と審査対象との関係を明示する必要がある。

### 4) 「4．対象期間及び対象組織」についての意見

#### 「注解4 - 2：後発事象」

発行日については明確な定義が必要である。例えば、定義については、発行者の視点からは「最終稿を印刷に出す日」、審査組織の視点からは「結論を表明した日、審査報告書の発行日」等が妥当である。

「環境報告書審査基準案」には発行日についての規定が無いが、作成基準案と審査基準案との整合をとることが必要である。

#### 「注解4 - 3：重要性の乏しい組織」

「重要性の乏しい組織」についての判断基準を明示する必要がある。

#### 「注解4 - 4：連結の範囲」

の表現では、「実質的に事業者が任意に範囲を決定できる」との解釈が可能である為、例えば「連結に当たっては、原則として、重要な環境負荷を有する子会社等をその範囲に含めなければならない」といった表現が望まれる。

連結範囲の判断基準を明記する必要がある。

「連結単位」の定義において、「財務連結の範囲とは必ずしも一致しない」ということを明示する必要がある。

「財務報告との範囲との差異を示すこと」との追記が望まれる。

#### 「注解4 - 5：対象組織の変更」

記載が必要となる対象組織のレベルに関する明示が必要である（計2件）。

### 5) 「5．事業の概況」についての意見

#### 「注解5 - 1：事業の内容」

「事業の種類や活動拠点のうち環境報告の範囲から外れている部分を明示する」との追記が必要である。

### 「注解5 - 2：主要な経営指標」

経営指標については、「各企業が主要な経営指標と位置づける項目を記載する」という文言への変更が望まれる（計2件）。

損益については対外的な問題をはらむことがあり公表が困難な場合がある為、文言からの削除が望まれる。

「売上高、当期純損益、総資産」とあるが、一事業部や研究所等の環境報告書の場合、該当しない指標もあるため、業種の違いによる例外規定が必要である（計2件）。

## 6) 「7. 事業活動への環境配慮の組み込みに関する目標、計画及び実績等の総括」についての意見

### 「注解7 - 1：計画の達成状況に関する分析・検討内容

例えば、「環境マネジメントシステムにおける目標及びその達成状況について記載」と、具体的な記載内容についての説明が必要である。

## 7) 「8. 環境マネジメントシステムの状況」についての意見

### 全般

内部統制システムについての解説が必要である（計3件）。

具体的な記載内容についての説明が必要である。

「環境報告書発行の前提条件として、国際規格ISO14001の認証取得またはそれに準じた高いレベルの継続的改善の状況を必要とする」との誤解が生じる恐れがあるため、文言の追記が必要である。

整備運用状況についての解説が必要である。

## 8) 「9. 環境に関する規制の遵守状況」についての意見

### 「注解9 - 1：重要な法規制等違反の有無」

開示する情報によっては、企業の存続が危惧される場合がある恐れがあるため、記載事項及び記載内容について、十分な検討が必要である。

具体的な範囲（例えば土壌汚染）を明示する必要がある。

判断基準が人によって異ならないよう、「重要な法規制等の違反の有無」から「行政指導他文書で指導を受けたもの」へと文言の修正が望まれる。

## 9) 「10. 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況」についての意見

### 「注解10-1：環境負荷の全体像」

アセンブリメーカーの場合、原材料、部品の負荷を表すのは困難である為、「仮定を用いても良い」との追記が必要である。

### 「注解10-2：重要な環境パフォーマンス」

業態毎に記載が必要となる「重要な環境パフォーマンス」の明示が望まれる。

建設業では、大規模工事の受注によって、産業廃棄物の質・量が大きく変化する為、こうした事業主体の責任でない環境パフォーマンスの取り扱いについての明示が必要である（計2件）。

環境にきわめて有益となる可能性を秘めた研究テーマが存在している場合、経営判断からこれを非公開とすることがあり得るが、この場合の対応方法について明示が必要である。

「記載項目の対象から外した場合、その理由を明記する」との追記が必要である。

「採用した環境パフォーマンスを変更する際には、変更の旨とその理由を明記する」との追記が必要である

「重要と推測される環境パフォーマンスであっても、情報システムの不備によってそのデータが把握困難なケースがある場合には、その旨を明記する」との追記が必要である。

### 「注解10-3：環境パフォーマンスの集計方針」

集計範囲等は原則として報告書全体の範囲と同じであることを明示した上で、「報告書全体の範囲と異なる場合には、その範囲を注記する」との追記が必要である。

「集計範囲や期間、測定方法を変更した場合には、その旨と理由を記載する」との追記が必要である。

データ品質が著しく劣るものもあると考えられるが、そのようなデータに対しては「推定」といった注記を付すことが望まれる。

同条の要求事項を満たすために、「環境報告書のページ構成を検討する時点で『環境パフォーマンス算定基準』のページを組み込んでおくこと」との追記が望まれる。

## 10) 「11. 環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況」についての意見

### 「注解11-1：環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況」

#### (a)参加事業者



研究機関の場合、開発したテーマがそのまま市場に供されることはないため、少なくとも対象期間における製品、サービスの状況の定量的な記載はきわめて困難である。従って、このような場合の対応についての明示が必要である。

#### 11) 「付表 重要な環境パフォーマンス指標に関する参考例示」についての意見

参考例示が、最終消費財を製造する事業者を前提としていると推測されるが、全業種は無理でも、素材メーカー、最終消費財メーカー、建設業、金融業、サービス業程度に分類された環境パフォーマンス指標の例示が望まれる。

「総物質投入量」については、商取引上これらの数値は製品価格交渉を左右し、死活問題に係わる為、ほとんどが機密情報となっている。従って、参考例示としては相応しく無い為、削除することが望まれる。

算定方法の例示が少ない為、追記が必要である（例、化学物質に関しては、「P R T R法に基づいて算定する」等）。

## ・モニター事業における審査の概要

### 1. 審査の目的

#### ( ) 自己審査方式

	事業者名	審査の目的(一部対象範囲についても記載)
1	東京急行電鉄株式会社	本報告書に掲載されている環境への取り組み、数量に関しての妥当性、信頼性の確認。

#### ( ) 第三者審査方式

	事業者名(審査機関名)	審査の目的(一部対象範囲についても記載)
1	三菱ウェルファーマ株式会社(株式会社中央青山サステナビリティ認証機構)	以下の次項について独立した第三者の立場から意見を表明すること。 同報告書が、「環境報告書作成基準案」(以下、同作成基準案)に定める記載事項を漏れなく記載しているか 同報告書に記載された重要な環境情報に関する生成・集計・報告の各プロセスが、同作成基準案に定める情報の正確性を確保する観点から有効に機能しているか。
2	株式会社西友(株式会社中央青山サステナビリティ認証機構)	以下の次項について独立した第三者の立場から意見を表明すること。 同レポートが、「環境報告書作成基準案」(以下、同作成基準案)に定める記載事項を漏れなく記載しているか 同レポートに記載された重要な環境情報に関する生成・集計・報告の各プロセスが、同作成基準案に定める情報の正確性を確保する観点から有効に機能しているか(審査手続きを実施したプロセスの対象項目に関しては、同レポートの該当箇所に審査機関のロゴを付記)。
3	株式会社日興コーディアルグループ(株式会社中央青山サステナビリティ認証機構)	以下の次項について独立した第三者の立場から意見を表明すること。 同レポートが、「環境報告書作成基準案」(以下、同作成基準案)に定める記載事項を漏れなく記載しているか 同レポートに記載された重要な環境情報に関する生成・集計・報告の各プロセスが、同作成基準案に定める情報の正確性を確保する観点から有効に機能しているか。
4	京セラ株式会社(株式会社中央青山サステナビリティ認証機構)	以下の次項について独立した第三者の立場から意見を表明すること。 同報告書が、「環境報告書作成基準案」(以下、同作成基準案)に定める記載事項を漏れなく記載しているか 同報告書に記載された重要な環境情報に関する生成・集計・報告の各プロセスが、同作成基準案に定める情報の正確性を確保する観点から有効に機能しているか。

		本年度が2年度目の審査であるため、2001年度以前の情報は審査の対象としていない
5	コクヨ株式会社(あずさサステナビリティ株式会社)	環境情報の網羅性及び正確性に関する結論の表明。
6	キリンピール株式会社(あずさサステナビリティ株式会社)	「環境報告書」51 - 53頁に記載されている2003年度の環境活動結果である環境パフォーマンス指標及び環境会計指標(以下、指標という)が、環境省の「環境報告書作成基準(案)」に従い、重要な点において、網羅的かつ正確に、把握、集計、開示されているかについて、報告することである。
7	田辺製薬株式会社(あずさサステナビリティ株式会社)	環境情報の網羅性及び正確性に関する結論の表明である。なお、今回は4回目の審査であるので、1999年度以前の指標は審査の対象としていない。
8	中国電力株式会社(株式会社 新日本環境品質研究所)	報告書に記載された重要な環境情報が、環境省の環境基準等一般に公正妥当と認められる基準に準拠して正確に測定、算出され、かつ環境省の「環境報告書作成基準案」に準拠して漏れなく開示されているかどうかについて、結論を表明。なお、審査の対象とした環境情報は、同報告書に含まれる環境情報のうち審査マークが付されている部分である。
9	東芝メディカルシステムズ株式会社(株式会社 日本環境認証機構)	以下の事項について審査し、信頼性と正確性に関する第三者としての審査結果を報告。 (1)環境報告書記載内容の網羅性と信憑性 (2)環境負荷データの収集及び報告プロセスの信頼性と遵守履行状況 (3)那須事業所の環境マネジメントの仕組みとその運用状況 なお、審査は今回が初回のため、2003年度のデータについてのみを対象に審査を実施。
10	株式会社東芝 研究開発センター(株式会社 日本環境認証機構)	以下の事項について審査し、信頼性と正確性に関する第三者としての審査結果を報告。 (1)環境報告書記載内容の網羅性と信憑性 (2)環境負荷データの収集及び報告プロセスの信頼性と遵守履行状況 (3)研究開発センターの環境マネジメントの仕組みとその運用状況 なお、審査は今回が初回のため、2003年度のデータについてのみを対象に審査を実施。
11	株式会社 日立製作所 デジタルメディア事業部(株式会社 日本環境認証機構)	以下の事項について審査し、信頼性と正確性に関する第三者としての審査結果を報告。 (1)環境報告書記載内容の網羅性と信憑性 (2)環境負荷データの収集及び報告プロセスの信頼性と遵守履行状況 (3)日立横浜地区の環境マネジメントの仕組みとその運用状況 なお、審査は今回が初回のため、2003年度のデータについてのみを対象に審査を実施。
12	習和産業株式会社(株式会社 日本環境認証機構)	以下の事項について審査し、信頼性と正確性に関する第三者としての審査結果を報告。 (1)環境報告書記載内容の網羅性と信憑性 (2)環境負荷データの収集及び報告プロセスの信頼性と遵守履行状況

		(3)習和産業の環境マネジメントの仕組みとその運用状況 なお、審査は今回が初回のため、2003年度のデータについてのみを対象に審査を実施。
13	アスクル株式会社(財団法人 日本品質認証機構)	同報告書の「環境報告書作成基準案(環境省)」への適合性の評価を実施。

## 2. 審査の際の根拠

### ( ) 自己審査方式

	事業者名	審査の際の根拠
1	東京急行電鉄株式会社	環境省の環境報告書審査基準案(なお、報告書には「モニター事業への参加」と記載)

### ( ) 第三者審査方式

	事業者名(審査機関名)	審査の際の根拠
1	三菱ウェルファーム株式会社(株式会社中央青山サステナビリティ認証機構)	「環境報告書審査基準案(環境省)」及び「環境報告書保証業務指針(中間報告)(平成15年12月9日日本公認会計士協会公表)」に基づき、また、その他現在確立されつつある慣行と指針を参考にして審査を実施。
2	株式会社西友(株式会社中央青山サステナビリティ認証機構)	「環境報告書審査基準案(環境省)」及び「環境報告書保証業務指針(中間報告)(平成15年12月9日日本公認会計士協会公表)」に基づき、また、その他現在確立されつつある慣行と指針を参考にして審査を実施。
3	株式会社日興コーディアルグループ(株式会社中央青山サステナビリティ認証機構)	「環境報告書審査基準案(環境省)」及び「環境報告書保証業務指針(中間報告)(平成15年12月9日日本公認会計士協会公表)」に基づき、また、その他現在確立されつつある慣行と指針を参考にして審査を実施。
4	京セラ株式会社(株式会社中央青山サステナビリティ認証機構)	「環境報告書審査基準案(環境省)」及び「環境報告書保証業務指針(中間報告)(平成15年12月9日日本公認会計士協会公表)」に基づき、また、その他現在確立されつつある慣行と指針を参考にして審査を実施。
5	コクヨ株式会社(あずさサステナビリティ株式会社)	環境省の「環境報告書審査基準案」並びに日本公認会計士協会の経営研究調査会研究報告第13号「環境報告書保証業務指針(中間報告)」に基づき実施。
6	キリンビール株式会社(あずさサステナビリティ株式会社)	継続して保証業務に適用される国際監査基準(ISA100)に基づき実施した。これは、環境省の「環境報告書作成基準(案)」及び日本公認会計士協会の経営研究調査会研究報告第13号「環境報告書保証業務指針(中間報告)」に基づいた手続を含む。
7	田辺製薬株式会社(あずさ)	環境省の「環境報告書審査基準案」並びに日本公認会計士協会の経営研究

	サステナビリティ株式会社)	調査会研究報告第13号「環境報告書保証業務指針(中間報告)」に基づき実施。
8	中国電力株式会社(株式会社 新日本環境品質研究所)	環境省の「環境報告書審査基準案」並びに日本公認会計士協会の経営研究調査会研究報告第13号「環境報告書保証業務指針(中間報告)」に基づき実施。
9	東芝メディカルシステムズ株式会社(株式会社 日本環境認証機構)	環境省の「環境報告書基準案」及び「環境報告書審査基準案」に基づき作成したJACO審査基準に則り審査を実施。
10	株式会社東芝 研究開発センター(株式会社 日本環境認証機構)	環境省の「環境報告書基準案」及び「環境報告書審査基準案」に基づき作成したJACO(株式会社日本環境認証機構)審査基準に則り審査を実施。
11	株式会社 日立製作所デジタルメディア事業部(株式会社 日本環境認証機構)	環境省の「環境報告書基準案」及び「環境報告書審査基準案」に基づき作成したJACO審査基準に則り審査を実施。
12	習和産業株式会社(株式会社 日本環境認証機構)	環境省の「環境報告書基準案」及び「環境報告書審査基準案」に基づき作成したJACO審査基準に則り審査を実施。
13	アスクル株式会社(財団法人 日本品質認証機構)	審査は「環境報告書審査基準案(環境省)」に準拠して実施。

### 3. 実地審査対象サイト

( ) 自己審査方式

	事業者名	実地審査対象サイト
1	東京急行電鉄株式会社	電気部電力課、業務管理・環境部、グランベリーモール総合事務所、犬蔵歳建設事務所、車両部車両課、電気部PCB保管庫

( ) 第三者審査方式

	事業者名(審査機関名)	実地審査対象サイト
1	三菱ウェルファーマ株式会社(株式会社中央青山サステナビリティ認証機構)	三菱ウェルファーマ株式会社本社:本部機能、鹿島工場 製薬研究所(鹿島):医薬品製造・医薬品原薬製造・製薬研究開発、(株)ベネシス オサダノ工場:血漿分画製剤減量の製造
2	株式会社西友(株式会社中央青山サステナビリティ認証機構)	(株)西友本社:本部機能、LIVINオズ 大泉店:店舗(形態:大型店)
3	株式会社日興コーディアルグループ(株式会社中央青)	株式会社日興コーディアルグループ、日興コーディアル証券株式会社4支店、他グループ会社2社

	山サステナビリティ認証機構)	
4	京セラ株式会社(株式会社中央青山サステナビリティ認証機構)	京セラ株式会社本社:本社機能、鹿児島川内工場:半導体部品、電子部品、電子工業用セラミック部品、産業機械用セラミック部品、有機材料部品、切削工具などの製造
5	コクヨ株式会社(あずさサステナビリティ株式会社)	コクヨ株式会社大阪支社、株式会社コクヨ工業滋賀(モニター事業の審査状況概要書より)
6	キリンビール株式会社(あずさサステナビリティ株式会社)	キリンビール株式会社仙台ビール工場、神戸ビール工場、キリンビバレッジ湘南工場(モニター事業の審査状況概要書より)
7	田辺製薬株式会社(あずさサステナビリティ株式会社)	田辺製薬株式会社環境管理部、田辺製薬株式会社小野田事業所(モニター事業の審査状況概要書より)
8	中国電力株式会社(株式会社新日本環境品質研究所)	中国電力株式会社本社、尾道電力所・福山営業所、柳井火力、下関火力(モニター事業の審査状況概要書より)
9	東芝メディカルシステムズ株式会社(株式会社日本環境認証機構)	東芝メディカルシステムズ株式会社(モニター事業の審査状況概要書より)
10	株式会社東芝 研究開発センター(株式会社日本環境認証機構)	株式会社東芝研究開発センター(モニター事業の審査状況概要書より)
11	株式会社日立製作所デジタルメディア事業部(株式会社日本環境認証機構)	株式会社日立製作所デジタルメディア事業部(モニター事業の審査状況概要書より)
12	習和産業株式会社(株式会社日本環境認証機構)	習和産業株式会社(モニター事業の審査状況概要書より)
13	アスクル株式会社(財団法人日本品質認証機構)	アスクル株式会社本社、各物流センター(仙台センター、DCMセンター、横浜センター、大阪センター、福岡センター)

#### 4. 審査の手続

審査機関によっては、審査手続きの内容について、環境報告書審査状況概要書と環境報告書との掲載内容に異なるところがあったが、環境報告書本体の掲載内容を以下に示す。

( ) 自己審査方式

**東京急行電鉄株式会社**

環境担当部署へのヒアリングに基づき、今回サンプリング調査を行う事業所、確認事項を抽出し、各担当者への質疑、現場の視察を実施しました。得られた回答について実際の作業が定められたシステム通り運用されているか、必要に応じて原始帳票から一連の流れに関する根拠資料を、財務監査に準拠した手法を用いて審査しました。

## ( ) 第三者審査方式

参加事業者の後の( )は審査機関名

### 三菱ウェルファーマ株式会社 (株式会社中央青山サステナビリティ認証機構)

私たちは本社を含め計3サイトに関して、以下の審査手続を実施致しました。

・本社において検討した事項と実施した審査手続

#### 1. 三菱ウェルファーマグループの環境マネジメントの概要

ISO14001 審査登録範囲である三菱ウェルファーマグループについて、組織の状況、運用の概況 及び収集されるデータ項目を把握し検討しました。

#### 2. 三菱ウェルファーマグループにおけるデータの測定、集計及び報告のプロセス

上記グループ会社における、各データの統一的な測定方法を把握し、各データがいつ、どのように集計され報告されるかを検討しました。

#### 3. 同報告書に記載された重要な環境情報

同報告書からサンプリングした環境パフォーマンス情報及び環境会計情報に関し、根拠資料との整合性、並びに各根拠資料間の整合性について検討しました。

#### 4. 同報告書の記載項目と同作成基準案(環境省)に定める項目との整合性を検討しました。

これらの検討に際しては、経営管理層や同報告書の作成担当者へのヒアリング、データの分析、資料の閲覧、資料間の照合、外部証拠との照合などの具体的手続を実施しました。

・本社以外のサイトにおいて検討した事項と実施した審査手続

#### 1. サイトにおける環境マネジメントの概要

同報告書に記載された重要な環境パフォーマンスに関して、サイトにおける環境マネジメントの概要を把握し検討しました。

#### 2. サイトにおけるデータの測定、集計及び報告のプロセス

サイトにおける各データの測定方法を把握し、各データがいつ、どのように集計され報告されるかを検討しました。

#### 3. 同報告書作成のためにサイトから三菱ウェルファーマ本社に報告されたデータ

サンプリングしたデータに関する集計の正確性及び根拠資料との整合性、並びに根拠資料間の整合性を検討しました。

これらの検討に際しては、サイト管理者や環境担当者へのヒアリング、データの分析、資料の閲覧、資料間の照合、外部証拠との照合などの具体的な手続を実施しました。

## 株式会社西友（株式会社中央青山サステナビリティ認証機構）

私たちは本社を含め計 2 サイトに関して、以下の審査手続を実施しました。

・本社において検討した事項と実施した審査手続

### 1. 西友グループの環境マネジメントの概要

ISO14001 審査登録範囲である西友、(株)北海道西友、及び (株)九州西友について、組織の状況、運用の概況及び収集されるデータ項目を把握し検討しました。

### 2. 西友グループにおけるデータの測定、集計及び報告のプロセス

上記グループ3社における、各データの統一的な測定方法を把握し、各データがいつ、どのように集計され報告されるかを検討しました。

### 3. 同レポートに記載された重要な環境情報

同レポートからサンプリングした環境パフォーマンス情報及び環境会計情報に関し、根拠資料との整合性、並びに各根拠資料間の整合性について検討しました。

### 4. 同レポートの記載項目と同作成基準案(環境省)に定める項目との整合性を検討しました。

これらの検討に際しては、経営管理層や同レポートの作成担当者へのヒアリング、データの分析、資料の閲覧、資料間の照合、外部証拠との照合などの具体的手続を実施しました。

・本社以外のサイトにおいて検討した事項と実施した審査手続

### 1. サイトにおける環境マネジメントの概要

同レポートに記載された重要な環境パフォーマンスに関して、サイトにおける環境マネジメントの概要を把握し検討しました。

### 2. サイトにおけるデータの測定、集計及び報告のプロセス

サイトにおける各データの測定方法を把握し、各データがいつ、どのように集計され報告されるかを検討しました。

### 3. 同レポート作成のためにサイトから西友本社に報告されたデータ

サンプリングしたデータに関する集計の正確性及び根拠資料との整合性、並びに根拠資料間の整合性を検討しました。

なお、審査の対象とした具体的な環境項目は以下のとおりです。

エネルギー及び温室効果ガス、廃棄物、店頭リサイクル、水、環境会計、環境配慮商品、物流、ECO TAX シミュレーション

これらの検討に際しては、サイト管理者や環境担当者へのヒアリング、データの分析、資料の閲覧、資料間の照合、外部証拠との照合などの具体的な手続を実施しました。



## 株式会社日興コーディアルグループ (株式会社中央青山サステナビリティ認証機構)

私たちは、株式会社日興コーディアルグループ、日興コーディアル証券株式会社4支店、他グループ会社2社において以下の審査手続を実施しました。

### 1. グループ全体の環境・社会マネジメント

組織の状況、運用の概況、及び収集されるデータ項目を把握し検討しました。

### 2. グループにおけるデータの収集及び報告のプロセス

グループにおける重要な環境及び社会情報の収集方法を把握し、各データがいつ、どのように集計され報告されるかを検討しました。

### 3. レポートに記載されたデータ

レポートからサンプリングしたデータを根拠資料と照合し、各根拠資料間の整合性についても検討しました。

これらの検討に際しては、経営管理層やレポートの作成担当者へのヒアリング、データの分析、資料の閲覧、資料間の照合、外部証拠との照合などの具体的な手続を実施しました。

## 京セラ株式会社 (株式会社中央青山サステナビリティ認証機構)

私たちは本社を含め計2サイトに関して、以下の審査手続を実施しました。

### ・本社において検討した事項と審査手続

#### 1. 京セラグループ全体の社会・環境マネジメント

組織の状況、運用の概況及び収集されるデータ項目を把握し検討しました。

#### 2. 京セラグループにおけるデータの測定、集計及び報告のプロセス

京セラグループにおける各データの統一的な測定方法を把握し、各データがいつ、どのように集計され報告されるかを検討しました。

#### 3. 「京セラ社会・環境報告書2004」(以下、「同報告書」という。)に記載されたデータ

同報告書からサンプリングしたデータを根拠資料と照合した上で各根拠資料間の整合性についても検討しました。

これらの検討に際しては、経営管理層や同報告書の作成担当者へのヒアリング、データの分析、資料の閲覧、資料間の照合、外部証拠との照合などの具体的な手続を実施しました。

### ・本社以外のサイトにおいて検討した事項と審査手続

#### 1. 社会・環境マネジメントの概要

同報告書に記載された重要な社会・環境情報に関して、サイト毎に社会・環境マネジメントの概要を把握

し、検討しました。なお、以下の事項を主に検討しました。

- ・ 社会・環境パフォーマンスデータ収集の体制と状況
- ・ マテリアルフロー情報の全体的管理
- ・ 環境保全プログラムと目的・目標データ
- ・ 環境事故の有無とその把握

2. 各サイトにおけるデータの測定、集計及び報告のプロセス

各サイトにおける各データの測定方法を把握し、各データがいつ、どのように集計され報告されるかを検討しました。

3. 同報告書作成のために各サイトから京セラ本社に報告されたデータ

サンプリングしたデータを根拠資料と照合した上で、各根拠資料間の整合性についても検討しました。

これらの検討に際しては、サイトの管理層や担当者へのヒアリング、データの分析、資料の閲覧、資料間の照合、外部証拠との照合などの具体的な手続を実施しました。

## コクヨ株式会社（あずさサステナビリティ株式会社）

当社は、環境省の「環境報告書審査基準案」並びに日本公認会計士協会の経営研究調査会研究報告第13号「環境報告書保証業務指針（中間報告）」に基づき審査手続を実施した。

当社は、環境情報の網羅性及び正確性に関する通常実施すべき手続を実施し、実施した手続の結果として結論を表明するための合理的な基礎を得たと判断している。

なお、審査手続はサンプリングを基礎に行われるなど、一定の限界を有している。

## キリンビール株式会社（あずさサステナビリティ株式会社）

当社の実施した手続は以下のとおりである。

「環境報告書」作成方針について担当者に質問。

「環境報告書」及び「資料編」で開示される項目について検討、開示項目に関する指標の把握方法及び集計フローについて質問し、内部統制の整備・運用状況を評価。

「会社が定めた基準」に従った把握、集計、開示がされているかを以下の手続により確認。

各指標について事業所別比較分析及び事業所ごとの前年比較分析、その他の指標分析を実施し、分析結果に基づき、重要な変化、異常な変動について質問。質問の回答の妥当性を証拠により確認。

現地検証する事業所において、環境マネジメントの状況について質問し、内部監査報告書の閲覧により重要な環境情報について確認。

環境関連の法遵守や苦情等について、不適合是正処置報告書、外部コミュニケーション記録の閲覧により、重要な事項を確認。

現地検証する事業所において、すべての環境パフォーマンス指標及び環境会計指標について、指標算定の基礎となる原始証拠（マニフェスト、計量証明書、測定機器較正記録、見積書、請求書な

ど)とサンプリングによる照合により、正確性、適時性について検証。  
環境パフォーマンス指標については換算係数、環境会計指標については環境保全コスト及び効果の把握方法について、その妥当性を検討。  
すべての事業所からの環境パフォーマンス指標及び環境会計指標に関する報告書を閲覧して、すべての指標について、本社での集計の正確性を検証し、「環境報告書」における表示の妥当性について検討。

## 田辺製薬株式会社（あずさサステナビリティ株式会社）

当社は、環境省の「環境報告書審査基準案」並びに日本公認会計士協会の経営研究調査会研究報告第13号「環境報告書保証業務指針(中間報告)」に基づき審査手続を実施した。

当社は、環境情報の網羅性及び正確性に関する通常実施すべき手続を実施し、実施した手続の結果として結論を表明するための合理的な基礎を得たと判断している。

なお、審査手続はサンプリングを基礎に行われるなど、一定の限界を有している。

## 中国電力株式会社（株式会社新日本環境品質研究所）

当研究所は、中国電力株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までに係る「2004エネルギー環境経営報告書」(以下、同報告書という。)について、環境省の「環境報告書審査基準案」ならびに日本公認会計士協会の経営研究調査会研究報告書第13号「環境報告書保証業務指針(中間報告)」に基づき審査を行った。

当研究所の実施した審査手続は、審査リスク及び重要性を考慮して策定した審査計画に基づいており、結論表明のための合理的な基礎を得るために、十分、かつ、適切な審査証拠を入手することを目的としている。審査計画に基づいた審査手続の概要は以下のとおりである。

- (1) 環境情報と事業活動における環境配慮の方針及び事業活動への環境配慮の組込みに関する計画等との整合性の検討
- (2) 同報告書に記載されている重要な環境情報について、試査の方法による原始証憑や各種記録簿との突合
- (3) 定量的情報相互間の関係又は定性的情報との関係等を利用して推計値を算出し、当該推計値と環境情報との比較によって環境情報の正確性を検討する手続
- (4) 重要な法規制等の違反の有無に関して、責任者への質問、証憑や記録の閲覧など、必要と認められた手続

## 東芝メディカルシステムズ株式会社（株式会社日本環境認証機構）

### 1. 定性項目

環境経営理念、方針、審査対象組織、遵法性他

### 2. 定量項目

#### (1) 排水放流

環境報告書 2004(P8) 環境負荷フロー図；放流水量

#### (2) 化学物質の大気への排出、投入

環境報告書 2004(P21) 化学物質の排出量・移動量(2003年度)；トルエン、鉛

#### (3) 地球温暖化(CO2 排出量)

環境報告書 2004(P19) 省エネルギー、エネルギーの使用状況；電気、LPG、重油

#### (4) 環境配慮型製品

環境報告書 2004(P15) 環境配慮製品の省資源化、消費電力の低減；MRI 診断装置)

#### (5) 排水水質(遵法)

環境報告書 2004(P12) 水質測定結果 水素イオン濃度(pH)

## 株式会社東芝研究開発センター（株式会社日本環境認証機構）

### 1. 定性項目

環境経営理念、方針、審査対象組織、遵法性他

### 2. 定量項目

#### (1) 環境パフォーマンス

(P11) 研究開発センターに入ってくるもの；電力及び都市ガス、エネルギー消費量の推移

(P12) 水の使用量の推移、新 33/50 計画物質使用量の推移

(P26) 廃棄物の年度別実績及び最終処分率

#### (2) フロン回収破壊実績

(P21) 2003 年度フロン回収破壊実績；HCFC-22

#### (3) 排水水質

(P29) 2003 年度に発生した環境上の不具合；番号 3 ノルマルヘキサン抽出物質

#### (4) 環境調和型技術

(P41) 総分離ゲルとそれ以外のゲルの太陽電池特性の比較

## 株式会社日立製作所デジタルメディア事業部（株式会社日本環境認証機構）

### 1. 定性項目

環境経営理念、方針、審査対象組織、遵法性他

### 2. 定量項目

#### (1) 騒音・振動・悪臭・廃棄物(遵法)

横浜地区環境報告書 2004 年 (P11) 測定監視一覧表; 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法

#### (2) 環境パフォーマンス

横浜地区環境報告書 2004 年 (P7) 事業活動を取り巻く負荷情報 2003 年度; 電気・CO2、廃棄物総量、水資源投入量(用水)・総排出(水)量

#### (3) 排水水質

横浜地区環境報告書 2004 年 (P16) 水質管理システム; pH

#### (4) 3R(環境に配慮した事業活動)

横浜地区環境報告書 2004 年 (P26) 廃棄物回収システム; 各回収場、解体分別場、リサイクルセン

ター

## 習和産業株式会社（株式会社日本環境認証機構）

### 1. 定性項目

環境経営理念、方針、審査対象組織、遵法性他

### 2. 定量項目

#### (1) エネルギー投入量

習和産業環境報告書 2004 年版 (P5) 電気、ガソリン及びガス使用量

#### (2) 廃棄物排出量

習和産業環境報告書 2004 年版 (P5) 事務所系廃棄物

#### (3) 化学物質の削減

習和産業環境報告書 2004 年版 (P16) 毒性の強い農薬の削減

#### (4) 排水水質(遵法)

習和産業環境報告書 2004 年版 (P11) 水質測定結果 水素イオン濃度 (pH)

## アスクル株式会社（財団法人日本品質保証機構）

環境報告書審査は「環境報告書審査基準案(環境省)」に準拠し、審査計画に基づいて期中審査及び期末審査を審査した。

また本審査はサンプリングによって実施した。

## 5 . 環境報告書の作成費用等

参加事業者から提出された最終報告書に掲載された環境報告書の作成費用等は以下の通りである。

事業者名	審査機関名	作成費	印刷費	人件費	その他	
		千円	千円	千円	千円	
三菱ウェルファーマ	株式会社中央青山サステナビリティ認証機構	12124(審査費用を含む)				
西友	株式会社中央青山サステナビリティ認証機構	5000	2500(デザイン費を含む)	1250		
日興コーディアルグループ	株式会社中央青山サステナビリティ認証機構	33500(審査費用を含む)				
京セラ	株式会社中央青山サステナビリティ認証機構	10250(審査費用を含む)				
コクヨ	あずさサステナビリティ株式会社	12000(和文 8000・英文 4000)		課長職 2名、リーダー職 1名で対応		
キリンビール	あずさサステナビリティ株式会社	5500	3500	-	3500(配布費用)	
田辺製薬	あずさサステナビリティ株式会社	6000(web費用 900を含む)	1000(5000部)	3600		
中国電力	新日本環境品質研究所	21300(審査費用を含む)				
東芝メディカルシステムズ	株式会社日本環境認証機構	600	400	-		
東芝研究開発センター	株式会社日本環境認証機構	-	1050(4000部)	6000(環境管理業務の一環として組み込んでいるため正確に分離不可)		
日立製作所デジタルメディア事業部	株式会社日本環境認証機構	99	0.8/冊	110		
習和産業	株式会社日本環境認証機構	10	120	1488	100(ホームページ登録費用)	
アスクル	財団法人日本品質保証機構	5461(5000部:審査費用を含む)				
東京急行電鉄	自己審査方式	5050(6000部:アドバイザー費用を含む)		2800		

## 6. 審査報告書の結論

審査機関によっては、審査手続きの内容について、環境報告書審査状況概要書と環境報告書との掲載内容に異なるところがあったが、環境報告書本体の掲載内容を以下に示す。

### ( ) 自己審査方式

#### 東京急行電鉄株式会社

審査の結果、当報告書に記載している情報は事実に基づいているものと認めます。また、環境パフォーマンスデータの算出について、私たちが審査をした範囲では軽微な転記ミスや記入漏れ以外に重大な間違いはありませんでした。遵法状況も妥当であると認めます。以上により当報告書に記載されている内容について、読者の判断を誤らせる可能性はないものと思われま

### ( ) 第三者審査方式

参加事業者の後の( )は審査機関名

#### 三菱ウェルファーマ株式会社 (株式会社中央青山サステナビリティ認証機構)

私たちは審査を行った結果、その実施手続の範囲において以下の結論を得ました。

1. 同報告書は、同作成基準案(環境省)に定める記載項目を漏れなく記載しています。
2. 同報告書に記載された重要な環境情報に関する生成・集計・報告の各プロセスは、同作成基準案(環境省)に定める情報の正確性を確保する観点から有効に機能しています。

なお、三菱ウェルファーマと私たちとの間には、同審査基準案(環境省)に定める特定の利害関係はありません。

#### 株式会社西友 (株式会社中央青山サステナビリティ認証機構)

私たちは審査を行った結果、その実施手続の範囲において以下の結論を得ました。

1. 同レポートは、同作成基準案(環境省)に定める記載項目を漏れなく記載しています。
2. 同レポートに記載された重要な環境情報に関する生成・集計・報告の各プロセスは、下記事項を除いて、同作成基準案(環境省)に定める情報の正確性を確保する観点から有効に機能しています。環境配慮商品に関連する生成・集計プロセスは、正確性確保の観点から、改善の余地があります。

なお、西友と私たちとの間には、同審査基準案(環境省)に定める特定の利害関係はありません。

**株式会社日興コーディアルグループ**  
**(株式会社中央青山サステナビリティ認証機構)**

私たちは審査を行った結果、その実施手続きの範囲において以下の結論を得ました。

1. 同レポートは、同作成基準案に定める記載項目を漏れなく記載しています。
2. 同レポートに記載された重要な環境情報に関する生成・集計・報告の各プロセスは、下記事項を除いて、同作成基準案に定める情報の正確性を確保する観点から有効に機能しています。

なお、グループと私たちとの間には、同審査基準案に定める特定の利害関係はありません。

**京セラ株式会社 (株式会社中央青山サステナビリティ認証機構)**

私たちは審査を行った結果、その実施手続きの範囲において以下の結論を得ました。

1. 同報告書は、「環境報告書作成基準案(平成 16 年 4 月 8 日環境省発表)」(以下、「同作成基準案(環境省)」という。)に定める記載項目を漏れなく記載しています。
2. 同報告書に記載された重要な社会・環境情報に関する生成・集計・報告の各プロセス( )は、同作成基準案(環境省)に定める情報の正確性を確保する観点から有効に機能しています。

なお、京セラと私たちとの間には、「環境報告書審査基準案(平成 16 年 4 月 8 日環境省発表)」に定める特定の利害関係はありません。

( ) 定量情報に関しては京セラ及びその国内子会社を対象

**コクヨ株式会社 (あずさサステナビリティ株式会社)**

当社は審査手続の範囲において、会社の作成した「CSR 報告書」における重要な環境情報が正確に測定、算出され、環境省の「環境報告書作成基準案」に準拠して漏れなく開示されていると認める。

**キリンビール株式会社 (あずさサステナビリティ株式会社)**

当社は、実施した手続の範囲において、「環境報告書」51-53 頁に記載されている環境パフォーマンス指標及び環境会計指標が、「環境報告書」54 頁に記載されている環境省の「環境報告書作成基準(案)」に基づいた会社の算定基準に従って、環境情報の網羅性、正確性について、適切に把握、集計、開示されていると認める。



## 田辺製薬株式会社（あずさサステナビリティ株式会社）

当社は審査手続の範囲において、会社の作成した「環境・社会活動報告書」における重要な環境情報が正確に測定、算出され、環境省の「環境報告書作成基準案」に準拠して漏れなく開示されていると認める。

## 中国電力株式会社（株式会社新日本環境品質研究所）

当研究所上記の審査手続の結果として、結論表明のための合理的な基礎を得たと判断している。  
当研究所は、同報告書に記載されている環境情報が、環境省の環境基準等一般に公正妥当と認められる基準に準拠して正確に測定、算出され、環境省の「環境報告書作成基準案」に基づき漏れなく開示されているものと認める。なお、当研究所の結論は、審査手続の実施範囲の限りにおいて判断したものである。

## 東芝メディカルシステムズ株式会社（株式会社日本環境認証機構）

当、那須事業所は経営の活動の一環として環境の重要性を認識し、社長自ら環境理念・方針を表明しています。一方、那須事業所は条例、協定による厳しい規制の中で規制値の超過もなく、また、さらに厳しい自主基準を設定し、積極的に環境改善の向上に取り組んでいることを評価致します。

審査の結果は以下の通りです

- (1) 環境報告書の記載内容は JACO 基準に適合し、網羅性及び信憑性は適切です。
- (2) データの生成・集計・報告プロセスはインタビュー、データ分析、関連資料の照査等の範囲内において適切であり、信頼性があります。

なお、審査の過程において得られた状況等から那須営業所の環境活動の一層の向上のために下記の提案を付記します。

- (イ) 今後も継続的な第三者審査を継続することにより記載内容のより一層の透明性、信憑性の確保、及び利害関係者とのコミュニケーションを維持して下さい。
- (ロ) 測定機器の定期的な校正の充実により、データの継続的な信頼性を維持して下さい。

## 株式会社東芝研究開発センター（株式会社日本環境認証機構）

当、研究開発センターは、研究という業務の特殊性から機密性を要求されているサイトであるにもかかわらずステークホルダーとのコミュニケーションを重要視し、近隣中学生との共同環境活動、スウェーデン大使館との環境情報の交換など幅広く積極的なコミュニケーションに努めています。

事業活動では、環境関連の研究テーマへの投資も継続的に行われており、環境調和型技術に積極的に

取り組むと同時に、研究者の環境意識の向上に努めていることを評価致します。

審査結果は以下の通りです

- (1)環境報告書の記載内容は JACO 基準に適合し、網羅性及び信憑性は適切です。
- (2)データの生成・集計・報告プロセスはインタビュー、データ分析、関連資料の照査等の範囲内において適切でした。

なお、審査の過程において得られた状況等から研究開発センターの環境活動の一層の向上のために下記の提案を付記致します。

- (イ)データの集計プロセスのさらなる充実により、データの信憑性の向上を期待します。
- (ロ)今後も継続的な第三者審査を継続することにより記載内容のより一層の透明性、信憑性の確保、及びステークホルダーとのコミュニケーションを維持して下さい。

### 株式会社日立製作所デジタルメディア事業部（株式会社日本環境認証機構）

当、日立横浜地区は経営活動の一環として環境の重要性を認識し、環境適合設計において厳しい評価制度を設けています。また、設計開発で使用済となった廃製品を手作業により徹底した分別・管理を行うことで、3R を推進しています。さらに、日立グループ独自の環境指標 (Green21) においても高いレベルにあることを評価します。

審査の結果は以下の通りです。

- (1)環境報告書の記載内容は JACO 基準に適合し、網羅性及び信憑性は適切です。
- (2)当地区は住宅地域にあり、かつ河川に隣接している中で遵法管理を徹底して行い、インタビュー、データ分析、関連資料の照査等の範囲内において法律違反はありませんでした。

なお、審査の過程において得られた状況等から日立横浜地区の環境活動の一層の向上のために下記の提案を付記します。

- (イ)データの集計・評価段階における更なる信頼性の向上を期待します。
- (ロ)測定機器校正のより一層の徹底を図るため、手順の更なる遵法励行を期待します。

### 習和産業株式会社（株式会社日本環境認証機構）

当、習和産業は「環境関連事業」を本来業務としており、全社をあげて環境の重要性を強く認識し、ISO14001 の認証取得、向上につとめております。業務の信頼性を高めるため、環境関連 78 分野以上において全従業員の約 80% (延数) の資格所有者を有し、ダイオキシン類等極微量分析装置の導入など積極的な環境関連設備投資をしていること等「環境改善に資する事業」を遂行しており、社長自らも事業を通じて環境保全を推進することが使命であると表明しています。法規制の遵守状況は問題なく、記載事項は適切でした。報告書記載内容は、グラフにより過去の経緯や改善効果が分かるように工夫され、写真や図表毎に「担当社員のひとこと」を入れるなど、理解容易性にも配慮しています。

審査結果は以下の通りです

- (1)環境報告書の記載内容は JACO 基準に適合し、網羅性及び信憑性は適切です。

(2) データの生成・集計・報告プロセスはインタビュー、データ分析、関連資料の照査等の範囲内において適切でした。

なお、審査の過程において得られた状況等から習和産業における環境活動の一層の向上のために下記の提案を付記致します。

- (イ) データの集計プロセスの更なる充実により、データの信憑性がより向上することを期待致します。
- (ロ) 今後も継続的に第三者審査を行うことにより、記載内容のより一層の透明性・信憑性の確保、及びステークホルダーとのコミュニケーションに本環境報告書を活用して下さい。

## アスクル株式会社（財団法人日本品質保証機構）

『アスクル環境報告書 2004 年度版 VOL.3』における重要な環境情報が、一般に公正妥当と認められる環境報告書の作成基準に準拠して正確に測定、算出され、かつ、「環境報告書作成基準案（環境省）」に準拠して、漏れなく開示されている。

## ・ 審査基準案に対する意見

「 」参加事業者及び審査機関の両者から寄せられた意見、「 」参加事業者から寄せられた意見、「 」審査機関から寄せられた意見

### 1 . 審査基準案全般について

#### 1 ) 基準案全般に対する印象

多数の審査機関の審査水準をできるだけ均一に近づけるために、実務指針や手順（例、リスクアプローチの指針）等についての追記が望まれる（計2件）。

対象範囲が、「広い 環境報告書ガイドライン>作成基準>審査基準 狭い」となっているが、このような状態は作成基準の位置付けをかなり不明瞭にしているため、「広い ガイドライン>作成基準=審査基準 狭い」とする、すなわち作成基準の内容を審査する範囲に限定する必要がある。

リスク評価に関連する審査計画及び審査チームの編成・決定にも影響を及ぼす為、固有リスク及び統制リスクの定義を明確にする必要がある。

#### 2 ) 表現・構成等について

全体的に審査（監査）専門家でないとう理解し難い内容となっている為、分かり易い文意に修正する必要がある（計2件）。

注解が多く、要求されていることの優先順位が分かり難くなっている為、分かり易い構成に修正する必要がある。

#### 3 ) 信頼性の向上について

制度の実効性・信頼性の向上を確保するために、比較可能性を重視した具体的な内容を作成基準に記載する必要がある。

#### 4 ) 審査基準の普及方策について

高額な審査費用は、審査制度の普及の大きな障害となる為、審査費用を高額にしないための工夫が必要である。

当該制度を採用した企業の社会的評価向上のため、今後の環境報告書作成・審査基準利用の促進のために、当該制度を採用した企業の社会的評価向上に資する施策が必要である

(計2件)。

普及施策の一つとして、環境報告書作成費用、あるいは審査機関への支払い報酬の一部補助が考えられる。

審査結果を広く活用する社会的仕組みを構築するために、格付機関、金融機関に対して審査結果の利用を要請する等の活動が必要である。

## 5) 自己審査について

読者に誤った情報を提供しないことが重要であり、社内審査員であっても第三者の審査員と比べて差のない審査が可能と考えられる。

自己宣言による審査についても具体的なガイドラインが必要である。

## 2. 審査基準案各項目に対する意見

### 1) 「1. 環境報告書審査の目的」についての意見

#### 全般

審査機関により、「作成基準の記載項目の網羅性」、「情報プロセスの有効性、妥当性」について審査されているが、これが審査基準案の目的に合致しているかが読み取れない為、もっと分かり易い文章に修正する必要がある。

「一般に公正妥当と認められる基準に準拠して正確に測定・・・」とあるが、環境情報については、現在、一般に公正妥当と認められる基準が存在しないもののほうが多い為、「一般に公正妥当と認められる基準もしくは一般に合理的と考えられる方法に基づいて正確に測定・・・」といった文言への修正が望まれる。

現在実務では、環境情報自体の信頼性ではなく情報プロセスの有効性もしくは妥当性についての審査が一般的であるが、本基準案が、現在の実務と整合するのが不明であり、整合を取る必要がある。

審査の目的が正確性と網羅性となっており、それに対する結論が合理的な保証というのは、審査機関にとってやや重いリスクがある。今回のモニター事業における審査報告書では、「報告基準「15. 結論」に基づき「正確であり、網羅的に報告されている」という結論の表明を行った審査機関が多いと推測されるが、現在の実施している手続（レビューレベルと推定）で、このように言い切るのはリスクが高いと感じる為、見直しが望まれる。

### 「注解 1 - 1 : 重要性の判断」

「利害関係者の判断に影響を及ぼさない程度」についての解説が必要である（計 3 件）。

重要性の定義として、ISO に基づく環境影響評価の枠組みを示唆することが望まれる。

環境への影響が後に発見される場合を考慮し、「利害関係者の判断に影響を及ぼさない程度に重要性の乏しい環境情報」に、「審査時点の判断において」という文言の付加が望まれる。

### 「注解 1 - 2 : 本基準で取扱う環境報告書審査の対象となる環境報告書の範囲」

「不定期に公表する場合」の追記が必要である。

### 「注解 1 - 3 : 正確性の種類」

「注解 1 - 3」からは「情報プロセスが正確性を担保しえるか否かについて審査する」と解釈可能であるが、「10 . 実施すべき手続」や「15 . 環境報告書の結論」からは、情報自体の正確性を審査する必要があるとも解釈可能である。全体の整合性を取るために、さらに明確な記述が必要である（計 2 件）

### 「注解 1 - 5 : 経営者にとって不利な情報についての網羅性判断」

「企業が恣意的な記載をしたかどうかの判断は難しく、判断基準や審査手続き内容についての解説が必要である（計 2 件）。

### 「注解 1 - 6 : 環境報告書審査の限界」

「合理的な基礎」及び「範囲」についての解説が必要である（計 2 件）。

## 2) 「2 . 環境報告書審査の対象」についての意見

### 全般

「事実の有無を明確に確認できる定性的な記述情報」についての解説が必要である。

### 「注解 2 - 1 : 環境報告書審査の審査対象項目」

ア) 研究機関においては、研究開発投資は極秘事項である為、審査対象の例外規定が必要である。

エ) 「重要な法規制等」について解説が必要である（計 3 件）。

エ) 「法規制等」の「法」以外を明示する必要がある。

ク) 「審査対象箇所における審査対象である旨の記載」とあるが、個別の審査対象箇

所の重要性レベルを基準としての保証は、審査側にとって負荷が高いと思われる為、「それら個別の審査対象箇所の個々のレベルにおいて絶対的な保証を得ているものではない」といった明示が必要である。

ケ)「上記に関連する環境報告書の他の箇所の記載」では、環境報告書すべてを精読する必要があるとの解釈となる為、具体例を含めて解説が必要がある(計2件)。

### 3)「3.環境報告書の審査を行う者」についての意見

#### 「注解3 - 1：専門能力」

この記載内容では、環境報告書審査に必要な専門能力が明確になっていない為、見直しが望まれる。

### 4)「4.公正不偏性」についての意見

#### 「注解4 - 1：公正不偏性の内容」

審査結果の表明が定性的である限り、表現方法ひとつで読者の心証を左右する可能性がある。特定の利害関係ではなくても審査費用の授受という関係がある状況下で、どこまで公正普遍性を確保するのかの明示が望まれる。

#### 「注解4 - 2：特定の利害関係の内容」

「債権又は債務」については、「貸付金又は借入金」等と具体的な追記が望まれる。

「環境マネジメントシステムの構築及び環境報告書作成に関する支援委託業務」に、「ISO14001 審査業務を含まない」との追記が望まれる。

### 5)「5.正当な注意義務」についての意見

本項の意図するところが不明であり、具体的に示す注解が必要である。

### 6)「6.環境報告書審査の質の管理」についての意見

この3項目では不十分であり、項目を「体制」、「方針」、「手続き」等とし、その内容についての明示が必要がある。

審査費用の低減を図るためにも、「審査が前回審査を参照して効率化できるような仕組みが必要」等の追記が望まれる。

## 7) 「7. 守秘義務」についての意見

環境報告書は一般に公開するものである為、「守秘義務の及ぶ範囲と時期」の明示が望まれる。

## 8) 「8. 十分、かつ、適切な審査証拠」についての意見

「合理的な基礎」についての解説が必要である。  
審査証拠となる「データの範囲」についても明示が望まれる。

## 9) 「9. 審査計画」についての意見

### 全般

EMS の認証(または認証継続)審査と環境報告書の審査が同一機関で実施される場合、両者の審査内容の相互活用などで、審査費用がトータルで増えない工夫が望まれる。

### 「注解9 - 1 : 審査リスク」

「リスク評価の実施方法、及びリスクハザードに対して審査機関が求められる責任」についての明示が必要である。

固有リスク及び統制リスクの評価について「環境情報システムの理解とともに ISO-EMS に代表される環境マネジメントシステムの理解とその評価が必要」との追記が必要である。

「ISO 審査機関の審査結果は、その有効性と妥当性評価にあたって一定の判断資料となる可能性がある一方で、この結果のみをもって内部統制の評価に代えることはできない」との追記が必要である。

## 10) 「10. 実施すべき手続」についての意見

中小企業の場合、第三者審査費用の負担が困難な場合が多いと推測されるため、同一審査機関での審査の場合、2回目以降は前回の確認結果をふまえる等の費用を極力小さくする効率化の工夫が望まれる。

「重要な法規制等の違反」は、新聞等で公開されない限り審査等で発見するには難しい為、その場合の考え方についても明示が望まれる。



### 「注解 10 - 2 : 実証手続」

「原始証憑」は分かり易い文言への修正が望まれる。

### 「注解 10 - 4 : 重要な法規制等の違反の有無に対する審査手続」

判断基準が人によって異ならないよう、「重要な法規制等の違反の有無」から「行政指導他文書で指導を受けたもの」へと文言の修正が望まれる。

当該審査の認知度に起因して実施が困難なケースが予想されますので、「その他の実施が望ましい手続」といった取扱が妥当である。

## 11) 「13 . 審査報告書」についての意見

「一般に公正妥当と認められる基準に準拠して正確に測定・・・」とあるが、環境情報については、現在、一般に公正妥当と認められる基準が存在しないもののほうが多い為、「一般に公正妥当と認められる基準もしくは一般に合理的と考えられる方法に基づいて正確に測定・・・」といった文言への修正が望まれる。

「作成の日付」から「実質的に審査が終了した日付」への修正が望まれる。

## 12) 「14 . 審査報告書の記載事項」についての意見

### 「注解 14 - 6 : 参考所見」

多くの審査機関が当該基準を利用するように、「当該審査基準によらない場合でも、考え方や手続などを当該基準に基づいて実施した場合に、その旨を審査機関の報告書や環境報告書に記載しても良い」等の追記が望まれる。ただし、その場合、完全な準拠とは一線を画すことを明示する必要がある。

## ・モニター事業における審査に関する感想及び意見

### 1 . モニター事業における審査に関する参加事業所からの感想及び意見

#### 1 ) 審査に対する感想及び意見

環境報告書を6月末の株式総会に発行するため、審査の日程はタイトであった。情報開示の早期化が叫ばれる中で、より正確な情報開示するためには仕方のないことではあるが、これ以上、審査の手続きが込み入ったものにならないことが望まれる。審査機関との関係は良好で、「良い報告書を世間に送り出す」という考えも一致しており、審査自体はスムーズに行うことができた。社内の理解を得るためにも、審査機関の意見は参考になり、また、審査人の意見を報告書に掲載することは重要であると考えている。

第三者審査の意義は、客観的視点に基づく指摘等により、事業者の環境管理の改善および環境パフォーマンスデータの信頼性の向上が図られることにあると考える。今回の審査においても、審査基準に基づく審査により、査機関から公正・中立の立場に基づく様々な改善事項、見提言等が得られ、今後の環境管理の改善に非常に有意なものであったと実感している。

作成スケジュール上、報告書の原稿が審査対象となっている。報告書ゲラで再度確認しているが、報告書の精度向上にうまく反映できていない点がある。

外部監査は1999年度以来5年目であり、継続して同じ監査法人に依頼している。予算の都合上、昨年に比べかなり監査人員を削減し監査業務を依頼したが、結果としては特に問題が発生せず、スムーズに監査が行われた。この結果、監査人時は特に被監査側企業の準備や報告内容、要求の高さによるところが大きく、今回の審査基準による業務の増減は特になかったかと思われる。

審査については、より信頼性の高い「検証」として実施した。その過程で、事業所の往査、実データの把握や集計の方法等も含め、詳細に検証が行われ、所定の目的とおり、信頼性の高いデータ開示が可能となった。

ISO14001の審査を担当した同一会社が審査を実施したことにより、マネジメントシステムの外枠審査では把握しにくい運用面の審査の実施が可能となった。特にマネジメントシステム審査において「コンプライアンス活動」について指摘されたが、今回の審査において課題や強化すべき点がより一層明確になり、活動促進が容易になった。

## 2) 各基準案に対する感想及び要望

各審査機関が実施する審査の内容に差が出ないような基準が望まれる。

全体的としてよく検討されており、定性と定量の分離等の仕組みにより、合理的に審査が行われたと考える。

データの信頼性を確保しつつ、詳細データには重要性を勘案して細部までを詰めなくても済むように、例えば有効数字の桁数を決めておく等の工夫が必要である。

## 3) 審査費用について

審査の効率化（コスト、審査のやり方、等）が必要である。

ISO14001 の認証との連携を考慮して審査の効率化を図る等、第三者審査の低価格化の工夫が望まれる（計2件）。

審査費用の低減にも寄与すると思われる外部機関による審査と自己宣言の中間的な枠組み（自己宣言による審査の枠組みのみを外部機関で審査し、認証を与えるような仕組み）についての検討が望まれる。

## 2. モニター事業における審査（手続等）に関する審査機関からの意見

### 1) 審査報告書の記載内容及び第三者審査の問題点

審査報告書については、文案等が示されてなかったため、審査基準案で記載を求められている項目を基本的に記載した場合、最終的に（保証水準が高い）監査報告書と大きく相違しない文言となった。監査実務界から当該文言について批判があることが予想されるため、環境報告書第三者審査の性質を考慮し、理論的根拠を明確にした上で、審査基準においては環境報告書第三者報告書文案の提示が望まれる。また、各審査機関で事後検討する機会を設けることを要望する。

なお、従来環境報告書第三者審査は中位保証として実務的に運用されて来た。実際、中位保証である要因としては、例えば以下のような点が考えられる。下記は、それぞれ内容は異なるが、現在の環境報告書第三者審査において重要な問題点であると考えられる。問題点として、何らかの改善をするか、または残したまま制度を構築すべきかを見極める必要がある。

基準として一般に公正妥当なものが明らかになっておらず、特に集計対象物質、集計対象組織、測定・報告値の裾切り等の集計の基準に個別に会社が規定した社内基準や地域行政

機関等が個別に求めている報告の基準等が用いられている。

対象データの性質や内部統制の状況等により、正確性について、審査手続を実施しても90%正しいという心証を得ることができず、50%程度の心証しか得られないことがある。審査手続を実施する上で、証憑としては社内記録など内部証憑が多い。また、過去のデータを取り扱うが審査時の状況との連続性が断絶されていることが多いため、審査手続に限界がある。

任意制度であるため等の理由により、契約金額との兼ね合いで審査の品質が保てる日数の確保が困難である。

## 2) 制度化や基準の確立のためのモニター事業の結果の活用について

制度に適応した環境報告書を、環境省もしくは審査機関の組織する団体が公表し、誘導することが必要である、また、「一般に公正妥当と認められるもの」を作成したり普及したりする旗振り役が必要である。100年以上歴史がある財務会計でも、社会の変遷、経済情勢の変化等によっていまだに議論が続いている。一般に公正妥当なものは当初の黎明期においては“できた”のではなく、“作られた”はずである。今回のモニター事業参加者から候補を選び、その中で基準についても議論を深めるのがよいと考える。

また、多くの項目はすでに法律、条令、協定等によって測定・報告している項目、ISO等の規格において使用されている情報、顧客に提供している情報、広告宣伝に使用している情報を利用しているものであり、少なくとも環境情報の報告に関しては制度化を図る方向で進めるべきである。

(発行)

平成 17 年 8 月

環境省総合環境政策局環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5521-8240 FAX : 03-3580-9568

ホームページ <http://www.env.go.jp/>

(禁無断転載)